



保育施設利用のご案内



この案内には、宝塚市の保育施設の利用に関する手続き方法等について記載していますので、内容をよく読んで手続きをしてください。

も く じ

- 1 保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 保育施設の入所資格・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 3 申し込みから入所までの流れ・・・・・・・・・・P 1
- 4 申し込み（申し込み受付・必要書類・希望保育施設）・・・・・・P 2～4
- 5 支給認定（保育の必要性・必要量など）・・・・・・P 4～6
- 6 利用調整（入所選考）・・・・・・・・・・・・・・・・P 6～8
- 7 利用調整の結果発表・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 8 入所決定後のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・P 10
- 9 保育の内容（保育時間・休所日・緊急時・災害時・給食・健康管理）・・・・P 11～12
- 10 利用者負担額（保育料・延長保育料・給食費）について・・・・・・・・P 13～20
- 11 宝塚市指定保育所・・・・・・・・・・・・・・・・P 21～22
- 12 企業主導型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・P 23～26
- 13 その他の保育制度（一時預かり・休日保育・病児保育
・子育て支援事業・特別支援保育）・・・・・・・・P 27～32
- 14 実費徴収への補助金について・・・・・・・・・・P 33
- 15 主な上乗せ徴収・実費徴収項目・・・・・・・・・・P 34～42
- 16 よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・・P 43～46
- 17 保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 48～48



発行日：令和7年7月7日

発行元：宝塚市役所 保育事業課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL：0797-77-2037

保育施設

宝塚市内の保育施設には以下の種類があります。

施設の種類	対象年齢 ※1	施設の概要
保育所・保育園	0歳から小学校就学まで	保護者の就労等で家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。
認定こども園 (保育所部分)	1歳から小学校就学まで	教育・保育を一体的に行う施設で1つの施設に幼稚園部分と保育所部分があります。この冊子では保育所部分を対象に案内しています。 ※2
小規模保育事業所	1歳から2歳まで	定員が19人以下の小さな施設できめ細やかな保育を行います。3歳児以上は連携施設へ転所となります。
指定保育所 ※3	0歳から小学校就学まで	認可外保育施設ですが一定の保育水準を満たし市が運営を助成している施設です。上記3種類の認可保育施設に入所するまでの期間のみ入所することもできます。
企業主導型保育事業所 ※3	施設により異なる	一般事業所の従業員のための認可外保育施設ですが、若干名を地域枠として受け入れています。

※1 対象年齢は施設により異なりますので「保育施設一覧」でご確認ください。

※2 3歳以上の児童で認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する場合は、園に直接お申し込みください。

※3 他の3種類とは申し込み手続き等が異なります。21～26 ページをご覧ください。

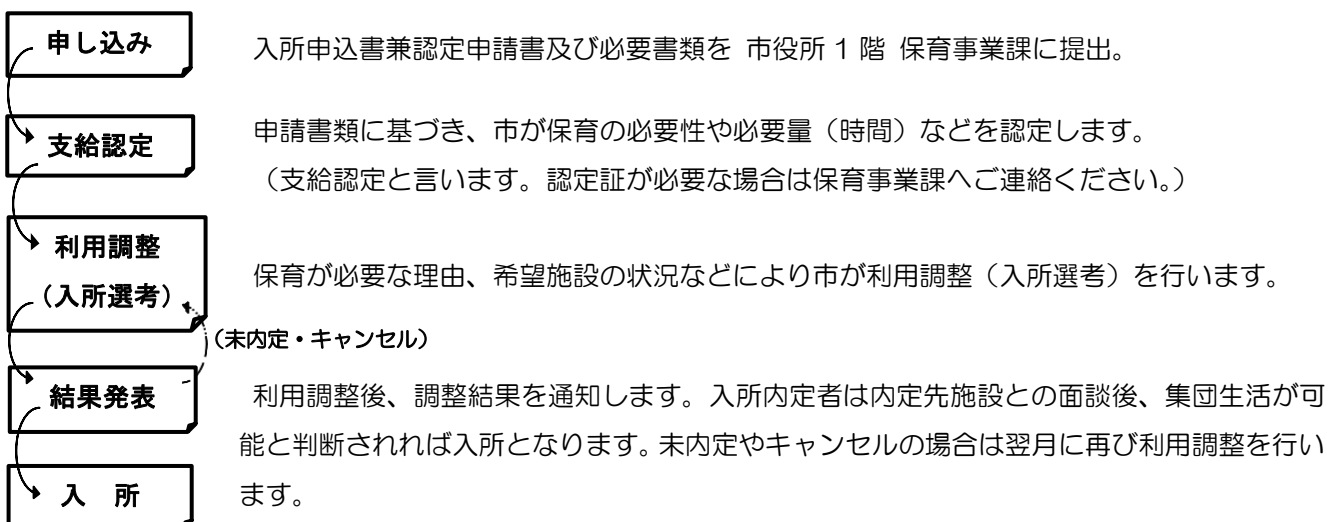
保育施設の入所資格

対象の保育施設を利用するには次の両方に該当することが必要です。

- ① 保護者の住民票が宝塚市にあり、実際に居住している。
- ② 保護者のいずれもが5ページの「保育の必要性」の表のいずれかの状況に該当するために家庭で児童の保育ができない。

幼児教育や集団生活を経験させるため、友達をつくるためという理由だけでは入所することはできません。

申し込みから入所までのながれ



申し込み

1 申し込み受付

申し込みは出生の届け出後^{※1}であれば、入所を希望する時期の1年前から受け付けています（※先着順ではありません）。締切期日までに、申し込み及び下記必要書類を提出してください。

また、申し込み後に希望保育施設の変更申請を行う場合も、締切期日までに行ってください。

入所できる月齢は保育施設によって異なりますので末尾の保育施設一覧でご確認ください。

特別支援保育については手順が異なります。詳しくは 32 ページをご覧ください。

※発達面等で気になることがある場合、特別支援保育の有無について、子ども発達総合相談の専門医による判断が必要となります。

受付時間	： 9：00～17：30（土曜、日曜、祝日、年末年始は除きます。）
場所	： 市役所 1階 保育事業課の窓口（ 郵送、市内サービスステーション・サービスセンターでの申し込みはできません。 ）
持ち物	： ①母子健康手帳 ②窓口に来られる保護者のマイナンバーカード ③下記の「2 必要書類」以下の書類 （②は「通知カードと写真付身分証明書」または「通知カードと写真なしの身分証明書2点」でも可）
締切	： ＜1月～4月入所＞ 11月30日締切^{※2} （土日祝日と重なる場合は、直前の市役所開庁日） ＜5月～12月入所＞入所希望月の 前月10日締切 （土日祝日と重なる場合は、直前の市役所開庁日）

※1 4月入所に限り、出生前でも申込が可能です。詳細は保育事業課へお問い合わせください。

※2 4月入所に限り、2次受付を行います（令和8年4月入所の締切は令和8年2月13日予定です。）。ただし、1次受付で入所枠が埋まれば、2次受付の方にはご案内ができません。

2 必要書類

○ 入所申し込み時に必要となる書類

入所申込書兼認定申請書は HP よりダウンロードできません。

市役所 1階保育事業課窓口で配布しています。

必要な書類	説明
入所申込書兼認定申請書	氏名や希望施設等の基本的な情報を記入する書類です。
児童調書 HP	母子健康手帳等を参考に記入してください。
就労誓約書 HP	就労予定による入所申し込みの場合。
育児休業からの復職誓約書 ☆1 HP	育児休業からの復職による入所申し込みの場合。
保育士又は幼稚園教諭の資格証明書・免許状の提出届 ☆2	保育士資格又は幼稚園教諭免許を有し、教育・保育施設、地域型保育事業所又は認可外保育施設において、保育業務に従事する場合。

☆1 自営業者、その下で勤務されている方については、就業規則などの客観的に判断できる資料の提出も必要です。

☆2 保育士資格証明書、幼稚園教諭免許状の写しの提出が必要です。

次の書類は、宝塚市へ転入予定の方（現在宝塚市に住民票がない方）が入所申し込みをする場合必要です。

転入誓約書 HP	入所月の初日までに保護者の住民票と居住実態が宝塚市になれば入所内定を取り消します。
世帯全員の住民票	現在お住まいの自治体で発行。

○ **申し込み受付後**、申し込み締切日の17時30分までに提出を要する書類

申し込み締切日の17時30分までに保育事業課へ提出してください。郵送により提出される場合は、期日に余裕を持って郵送してください。入所申し込み理由に関する証明書類が未提出の場合は、「保育施設入所順位基礎指数表」の点数が最低点となります。郵便事故等による延着等、いかなる理由も考慮できません。

<u>入所申し込み理由に関する証明書類</u>	ご家庭の状況により異なります。（下欄の「証明書類の提出例」をご参照ください。）証明日が提出日より3か月以内のものがが必要です。場合によりその他の書類の提出を求める場合があります。
<証明書類の提出例> 以下の書類は例示です。 ご家庭の状況によって別の書類が必要となる場合があります。 ☐ 父母とも就労 → 父母の就労証明書 HP ☐ 父就労、母育児休業中 → 父母の就労証明書 HP （母の就労証明書については、育児休業の期間が記載されているもの。） ☐ 父就労（自営）、母育児休業中（父の自営の下で従事） → 父母の就労証明書 HP ・勤務先の就業規則等（育児休業に係る規則の確認のため） ☐ 母の出産、父就労 → 母子健康手帳の写し（分娩日を確認できるもの）・父の就労証明書 HP ☐ 父が病気で療養中、母就労 → 父の医師の診断書 HP ・母の就労証明書 HP ☐ 父が就労、母が職業訓練学校へ通学 → 父の就労証明書 HP ・母の在学証明書（又は学生証）と時間割表 ☐ 父が就労、母が親族の介護 → 父の就労証明書 HP ・介護を要する親族の医師の診断書等 HP ※就労証明書は勤務先での証明が必要です（自営業の方は取引先の証明か、自営業者本人が証明する場合は自営業を証明する書類の提出が必要です）。 ※就労証明書と医師の診断書は、市様式での提出が必要です。 ※在園点の加点には、宝塚市指定保育所を利用している場合は宝塚市指定保育所入所届出書、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）または宝塚市外の認可保育所・認定こども園（2、3号）・地域型保育事業を利用している場合は在園（所）証明書 HP の提出が必要です。	

案内中、HP のある書類は宝塚市ホームページ内からダウンロード可能です。以下二次元バーコードを読み取るかまたはホームページ内の「ページ番号検索」で下記ホームページ ID を入力して検索すれば申請書様式ダウンロードのページが表示されます。

二次元バーコード ⇒

（ホームページ ID：1009438）



○ 必要に応じて提出を要する書類 ※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

自営業を証明する書類	自営業者本人が就労証明書を作成する場合、以下のいずれかの書類の写しを要します。 ①開業届 ②確定申告書（第一表、第二表） ③取引先との契約書 ④営業許可証 ⑤賃金明細
医師の意見書（市様式あり） （右の場合に必要です。）	①集団生活を送るために配慮が必要と考えられる病気をもつ児童 例）心臓病、腎臓病、てんかん、アトピー性皮膚炎、喘息、骨疾患など ②生後6か月未満で入所する児童
ひとり親を証明する書類	以下のいずれかの書類を要します。 ①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明 ④離婚調停成立がわかる書類 （調停中の場合は裁判所からの調停申立受理証明書や調停期日通知書等をご提出いただき、調停成立後に①～③か調停成立がわかる書類のご提出が必要です。）

3 希望保育施設

【宝塚市内の保育施設】

宝塚市内の認可保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所の中から選んでください（末尾の保育施設一覧をご覧ください）。希望できる施設数は10か所までとなります。

- 連携施設がある施設については、卒園後は連携施設に移っていただきます。通園場所が変わりますのでご注意ください。保育所分園や小規模保育事業所は、土曜日など利用児が少ない場合、多くの子どもと遊べるよう本園や連携園で保育をする場合があります。事前に施設に確認してください。
- 私立認定こども園は保育の実施日や休日が保育所とは異なる場合がありますので、必ず申し込み前に施設に確認してください。
- 複数の希望施設に入所内定したとしても、ご案内するのはその中で最も希望順位の高い1施設のみです。内定施設の中から選択することはできません。
- 入所内定したにも関わらず入所をキャンセルされた場合は、内定施設の希望順位を問わず、入所希望月が内定月の翌月以降へ変更されたこととして扱われます。キャンセルした月については入所できなかった証明の発行はできませんのでご注意ください。育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きに証明を必要とする場合はご注意ください。

【宝塚市外の保育施設】

必要があれば保育事業課を通じて他の市町村の保育施設へ入所を申し込むこともできます。ただし、申し込み先の市町村の承諾がなければ入所できません。申し込み締切日や必要書類等が宝塚市と異なる場合がありますので、事前に、申し込みを希望する施設のある市町村にお問い合わせください。

☆ご注意ください！☆

保育方針や取り組み、保育料以外の費用などは施設により異なります。入所後のミスマッチを防ぐために、実際に通園が可能かなども含めてご希望の保育施設を事前に見学し、確認していただくことを推奨します。ほとんどの施設で随時受付していますので、事前に施設へ申し込みしたうえで見学をしてください。

入所後は、保育施設を変えることが困難ですので、慎重に検討してください。

支給認定

市への申し込み後、保育の必要性の有無や必要量等について、市から認定を受けます。入所を希望する施設、保育の必要性の有無及び子どもの年齢に応じて、次の3つの認定区分が設けられます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性 (次ページ参照)	利用可能な施設 (末尾保育施設一覧参照)	保育の必要量
1号認定	3～5歳	無し	新制度幼稚園（市内では宝塚厚生幼稚園、生成幼稚園）、認定こども園（幼稚園部分）	【教育標準時間】 1日4時間を基本
2号認定		有り	保育所、認定こども園（保育所部分）	【保育標準時間】 1日11時間以内 【保育短時間】 1日8時間以内
3号認定	0～2歳		保育所、認定こども園（保育所部分）、 小規模保育事業所	

※ 認定区分は満年齢、利用可能施設及び保育料は3月31日時点の年齢で決まります。

※ 小規模保育事業所の満3歳は2号認定になります。

※ 保育の必要性がない1号認定の方で、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）への入園をご希望の方は、希望施設の所定の申込書により各施設へ直接お申し込みください。

1 保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

	申込理由	保護者の状況	入所可能な期間
1	就労 ※	家庭内外において、 月64時間（休憩時間含む）以上 の労働に常態的に従事	小学校就学前までの期間
2	出産の前後	次のいずれかの状況のため1か月以上にわたり保育ができない (ア) 母親が妊娠中 (イ) 母親が出産後	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし。出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病負傷等	疾病、負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障 ^{がい} 碍等により、1か月以上にわたり保育ができない	診断書等に基づく期間
4	疾病等の介護・看護（別居を含む）※	親族の疾病の介護または通園の付き添い等のため1か月以上にわたり 月64時間以上 保育ができない	診断書等に基づく期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧のため、1か月以上にわたり保育ができない	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	入所後3か月以内に就労するとの誓約がある	入所後3か月以内（就労すれば、小学校就学始期までの保育が必要な期間）
7	通学 ※	大学、専門学校、職業訓練学校等に通学している（趣味の講座、カルチャースクール等は対象外）	通学終了までの期間
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要な期間
9	多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童含め4人以上いる（父・母いずれか1人のみに適用）	左の要件を満たす期間
10	育児休業中の継続入所	・すでに保育施設に入所している児童について、入所後に 当該児童以外に係る育児休業を取得した場合は 育児休業の間、引き続き入所が可能 ・保育施設入所申込中の児童について、保育施設に入所した場合は、入所日から2か月以内に育児休業からの 復職 が必要（自営業者、その下で勤務されている方は取り扱いが異なる場合があります）	育児休業中の期間

※1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、7「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間（自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く）を含めることができます。

※「育児休業からの**復職**」とは、育児休業を取得している勤務先に復帰し、実際に勤務していることを指します。

上記内容を満たさない場合は、原則保育の必要性としては認められませんのでご注意ください。

2 保育の必要量

保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、保育の必要量（時間）を認定します。

施設を利用可能な時間帯については11ページをご覧ください。

（ア）保育の必要性の事由が就労・就学の場合

区分	認定要件
保育短時間 （1日8時間以内）	次の全てに該当する場合 ① 1か月あたり64～120時間程度の就労・就学 ② 1日あたりの保育が必要な時間（就労時間・休憩時間・通勤時間含む）が、1週の半分以上、各施設が定める短時間の時間帯である場合
保育標準時間 （1日11時間以内）	上記以外の場合（保育標準時間に該当する方でも、希望すれば保育短時間を選択することができます。）

(イ) 保育の必要性の事由が就労・就学以外の場合

原則として保育標準時間で認定しますが、保育短時間を選択することもできます。

- ※ 実際の保育時間は、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、入所施設と相談をして決めることになります。
- ※ 保育短時間の保育料は保育標準時間と異なります（19～20ページ参照）。
- ※ 保育の必要性の事由や必要量に変更が生じた場合は、支給認定変更の手続きが必要となります。
詳しくは、保育事業課へお問い合わせください。

利用調整（入所選考）

保護者の就労時間や家庭状況等の保育の必要度を点数化し、点数により入所審査順位を決定します。同一保育施設への申し込みが多数ある場合には、順位が高い方から利用可能な保育施設をご案内します。

利用調整の点数は、保育の必要性の状況を点数化した「保育施設入所順位基礎指数表」の点数と家庭状況等を点数化した「保育施設入所順位調整指数表」の点数の合計点となります。

指数表については、7～8ページをご覧ください。

入所審査順位は、変動することがあります

点数の高い児童の申し込みがあった場合や、すでに入所申し込みをしている児童の保護者の就労形態や家庭状況の変化で変動することがあります。

必要書類を提出しないと点数が低くなってしまいます！

入所申し込みに関する証明書類が申し込み期限までに提出できない場合は、「保育施設入所順位基礎指数表」の点数が最低点となります。「保育施設入所順位調整指数表」の点数は該当する項目の点数が加点されません。2ページの締切期日に注意して必ず期日までに提出してください。

一度入所申込を取り下げた後、再度申込を行う際は書類の再提出をもって加点を行います。

就労形態等や家庭状況が変化した場合には届け出を！

保育施設の入所待ちの期間中に、就労形態等や家庭状況が変化した場合は、保育事業課までご連絡ください。次のような場合は、入所審査順位が変動する可能性もありますので必ずご連絡あるいは所定の書類を提出してください。

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ・就労したとき、就労先が決まったとき | …… 就労証明書 HP を提出ください。 |
| ・就労先や就労時間など、就労形態が変わったとき | …… 就労証明書 HP を提出ください。 |
| (変更予定の場合も含む) | |
| ・認可外保育施設等に月極でお子様を預けるとき | …… 在園(所)証明書 HP を提出してください。 |
| ・認可外保育施設等を退所したとき | …… 退所届を提出または電話連絡してください。 |
| ・引越をしたとき | …… 家庭状況変更届 HP を提出してください。 |
| ・婚姻したとき、離婚したとき | …… 家庭状況変更届 HP を提出してください。 |
| ・保育施設の入所の必要がなくなった場合 | …… 電話連絡してください。 |

保育施設入所順位基礎指数表（父母それぞれに該当する指数の一番高い1項目のみ適用）

番号	類型		勤務形態等	適 用	父	母
1	家庭外労働 家庭内労働 通学	注2		週4日以上かつ1日7時間（休憩時間含む）以上、就労又は学校に通学している者（産前産後休暇・育児休業中の場合は復職後の勤務時間）	10	10
2	家庭外労働 家庭内労働 通学			月64時間（休憩時間含む）以上、就労又は学校に通学している者（産前産後休暇・育児休業中の場合は復職後の勤務時間）	6	6
3	出産の前後	単胎		単胎児を妊娠している者	—	12
		多胎		多胎児（双子等）を妊娠している者	—	14
4	疾病負傷	入院			15	15
		家庭内療養	常時安静	常時安静と診断された者	12	12
			一般加療	加療が必要と診断された者	6	6
		通院		比較的軽度であるが定期的に通院が必要と診断された者	3	3
5	がい 障害			障害者手帳1・2級（身体又は精神）及び療育手帳A所持者、要介護4・5の認定を受けた者 注3	8	8
				障害者手帳3・4級（身体又は精神）及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者 注3	4	4
6	介護 注2	入院者の介護		月64時間以上、入院者の介護をしている者	7	7
		通園等の付添		月64時間（通園中、通園先での付き添いの時間及び通園先で待機する時間を含む）以上、身体・知的障害者施設（療育等の障害者を対象とした施設を含む）への通園付添している者	6	6
		同居・別居 介護	身体・知的障 害者介護	月64時間以上、障害者手帳1・2級（身体又は精神）及び療育手帳A所持者、要介護4・5の認定を受けた者を介護している者 注3	4	4
				月64時間以上、障害者手帳3・4級（身体又は精神）及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者を介護している者 注3	2	2
			疾病・負傷 介護	月64時間以上、常時臥床・要安静と診断された者を介護している者	6	6
				月64時間以上、一般加療者の介護をしている者	3	3
7	災害復旧			10	10	
8	虐待・DV			虐待やDVのおそれがあること	注4	
9	その他	通学		上記の1、2に該当しない通学の場合	1	1
		求職中	就労内定	上記の1、2に該当する基礎指数（就労証明書が提出できる場合） 注5		
			就労予定		1	1
		多子家庭		就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童を含め4人以上いる場合	—	4
10	証明書未提出			上記1～9の証明書が未提出の場合	1	1

父・母 それぞれ該当するいずれか1項目を適用

注1 父母のどちらかがいない場合の指数は、いない方の親の指数を0とし、下表の「父母のどちらかがいない場合」の16点を加点する。
ただし、両親ともいない場合は、養育者の勤務形態等の指数とする。

小計

注1 父母のどちらかがいない場合の指数は、いない方の親の指数を0とし、下表の「父母のどちらかがいない場合」の16点を加点する。
ただし、両親ともいない場合は、養育者の勤務形態等の指数とする。

注2 月6.4時間以上の基準は、就労・通学の時間（通学の場合、自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く）と介護の時間の合算を認め、合算する場合は一番指数の低い項目を適用する。

注3 要介護認定を受けた者とは、介護保険法に定める要介護認定を受けた者をいう（要支援認定は該当しない）。

注4 状況に応じて市が指数を判断する。

注5 就労開始日が入所選考月の初日以前の場合に限る。

保育施設入所順位調整指数表（該当する項目が複数あれば複数適用 ※但し番号 1（1）と1（2）は、いずれか1項目のみ）

番号	区 分	適 用		指 数
1	父母の状況	父母のどちらかがいない場合 注1		16
		父又は母が産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合 注2		3
		父又は母が単身赴任・他の土地での住込み就労等により、常時当該家庭にいない場合		1
		生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合 注3		3
		いずれか 1項目	(1) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する保護者が、教育・保育施設、地域型保育事業所又は認可外保育施設において保育業務に従事する場合	2
			(2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する保護者が、宝塚市内の教育・保育施設、地域型保育事業所又は認可外保育施設において保育業務に従事する場合	5
2	当該児童の状況	月極で認可保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業・宝塚市指定保育所・企業主導型保育所・認可外保育所へ入所している場合 注4		5
3	兄弟姉妹の状況	(1)	兄弟姉妹が宝塚市の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業に在園している場合 注5	6
		(2)	兄弟姉妹が同時に宝塚市の認可保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育所に入所を希望する場合 注6	2
		(3)	(2)において兄弟姉妹が申請児童との多胎児（双子等）の場合	2
4	親族の状況	父母のどちらかがいない場合で、祖父母と同居していない場合		3
5	生活保護	生活保護の適用がある場合		6
6	保育施設の状況	児童の在籍する宝塚市の保育施設等が廃園となる又は4歳クラス以下で卒園となる等、就学前までの保育が継続できない場合		注7
7	D V ・児童虐待	児童相談所等の関係機関より保育施設への入所配慮要請があった世帯		注8
小計				

注1 父母がいない場合とは、父又は母が死亡、離別、行方不明の場合をいう。

注1 父母がいない場合とは、父又は母が死亡、離別、行方不明の場合をいう。

注2 育児休業については、就労証明書に育児休業期間の記載がある場合のみ適用する。

産前産後休暇・育児休業に関する加点は、入所希望月初日が休職期間内または休職期間終了日翌日の場合のみとする。

※自営業者、その下で勤務する保護者については、就業規則等の客観的に判断できる資料の提出がある場合に限り適用する。

注3 父母ともに就労予定、又は母子父子家庭で就労予定の場合をいう。

注4 月極の定義は「1日4時間以上の利用が週4日以上又は月13日以上」とする。 ※一時預かりは加点にならない。

入所内定の場合は、利用開始日が入所選考月の初日以前の場合に限る。在園証明書、宝塚市指定保育所の場合は入所届出書の提出が必要。

在園点は、認可保育施設に入所する前日まで継続して在園していないと加点は持続できない。

注5 兄弟姉妹が卒園・退園（所）したときには適用しない。

注6 兄弟姉妹が卒園年齢に達したときには適用しない。

注7 当該申込者の入所が他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。

注8 当該申込者の入所が番号6に規定する申込者を除き、他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。

注9 市内認可保育施設からの転所申請については、着色箇所項目に該当があれば適用する。

合計

利用調整の結果発表



入所審査順位の高い児童から内定します。

【入所内定者】

内定者の決定は、5月～3月入所は前月17日以降、4月入所は1月～3月中旬頃に行います。

内定者には、市からの入所意向の確認後、保育施設での面接日等の連絡をいたします。内定連絡は4月の場合は書面で通知(状況により電話確認)し、5月～3月の場合は電話で行います。内定を辞退(入所をキャンセル)される場合は、次の順位の方へご案内する必要があるため、内定が出た場合の諾否について保護者の間で事前に話し合い、ご連絡時にはできるだけ速やかにご回答くださいますよう、ご協力をお願いします。

保育施設の面接を受けていただいた後に、入所の承諾を正式に決定します。(面接時に児童の健康状態を確認した結果、保育施設での集団保育が行えないと判断した場合は、入所内定を取消します。)

【入所保留者】

内定しなかった方へは、入所希望月の初月のみ、保育施設に入所できないことの証明書を送付します(発送日は入所希望月の前月末営業日ですので、ご自宅に届くのは入所希望月の初旬となります。お急ぎの場合は市役所保育事業課で手渡しすることができますので、事前に取り置きの希望をお伝えください。)

入所希望月の翌月以降は、内定しなかった場合の通知はありません(電話・窓口で確認することはできます)。

入所申し込みは引き続き有効ですので、再申し込みの必要はありません。

保育施設の利用が必要なくなった場合は申し込み取り下げのご連絡をお願いします。

*新規入所枠があるのは原則として4月入所のみです。4月入所で欠員がなくなった場合は5月～3月の新規入所枠はありません。

ただし、年度途中で退所する児童があり、欠員が生じる場合はその補充のため利用調整を行います。申し込み者数が欠員数を上回るときは、利用調整の結果、入所できない場合があります。

*翌年度の入所枠数は年度末に決定するため、それまでではお答えできません。

*児童の健康状態や保護者の状況等により、入所承諾を行わない場合があります。

*入所内定したにもかかわらず、入所をキャンセルされた場合は、内定保育施設の希望順位を問わず、入所できなかった証明の発行はできません。なお、入所内定は入所日の直前に決まる場合もありますが、そのような場合であっても、入所できなかった証明の発行はできません。予めご了承ください。
入所申込をされる以上、入所内定する可能性はあります。育児休業の延長手続きなどに必要であったとしても発行できませんのでご注意ください。

*希望月の翌月以降分の入所できなかった証明が必要な方は、「保育施設未入所証明 願い」[HP](#)を提出してください。入所申し込みと同時に提出していただくことも可能ですので、申し込みの際にお申し出ください。
電子申請受付(右図 二次元バーコード参照)も行っております。



*入所希望月以前に希望施設に欠員があったとしても、その旨の通知はいたしません。
保育事業課ホームページ・窓口・電話等で空き状況をご確認ください。
認可保育園の空き状況は市ホームページ(ID: 1027922)で確認できます。(毎月1日付更新)

*希望順位が下位の保育施設で内定後に、内定キャンセル等により希望順位が上位の保育施設に新たに欠員が生じたとしても、希望順位が上位の保育施設の選考は行いません。

*兄弟姉妹2人以上で申し込みの場合は、申請いただいた条件(兄弟姉妹の入所時期・入所先)を満たす場合のみ内定します。
ただし、同時に特別支援保育を申し込んでいる兄弟姉妹がいる場合は、この限りではありません。

入所決定後のご案内

1 入 所 日

毎月の初日です。

※保育施設の年齢の考え方は小学校と同じ学年制となっており、前年度3月31日時点の年齢となります。

2 ならし保育

入所後しばらくは児童が保育施設・集団生活に慣れていただくため、児童の適応状況に合わせて通常の保育時間より短い時間を保育する「ならし保育」を行います。はじめはごく短い時間から始め、徐々にお預かりの時間を長くしていくこととなります。ならし保育の期間は児童の年齢や慣れの状態により変わります。送迎時間が通常と異なるため保護者の勤務先などと調整が必要となりますのでご注意ください。

なお、ならし保育の期間中も保育料は1か月分全額がかかりますのでご注意ください。

3 書類の提出（対象の方のみ）

支給認定の事由により入所後に提出を要する書類がありますのですみやかにご提出ください。

書類が提出されない場合や要件を満たさない場合は退所となりますのでご注意ください。

【育児休業の方】

- 復職の確認のため、復職後に就労証明書 **HP** を提出してください。入所日より2カ月以内に育休前と同じ雇用元※に、同じ労働条件での復職が要件となります。同じ勤務先に復職しない、または労働条件が変わり7ページの「保育施設入所順位基礎指数表」の区分の条件を満たさない（点数が下がる）場合は退所となる可能性があります。

※派遣先の変更は可能ですが、派遣元が変わると復職とは認められません。

【求職中（就労内定）の方】

- 就労の確認のため、勤務開始後に就労証明書 **HP** を提出してください。申し込み時に提出した就労証明書の勤務時間より勤務時間が短くなり、7ページの「保育施設入所順位基礎指数表」の区分の条件を満たさない（点数が下がる）場合は退所となる可能性があります。

【求職中（就労予定）の方】

- 就労の確認のため、就職後に就労証明書 **HP** を提出してください。入所日より3カ月以内の就労が要件となります。

【転入の方】

- 保育料等算定のため、上記の書類に加え次のいずれかの書類（全てコピー可）が必要な場合があります。

保護者の税に関する資料 （課税状況が確認できない方のみ）	・配偶者控除の対象となっている方は提出不要です。 - また、児童手当や医療費助成の手続き等ですでに本市の別の部署に提出されている場合も再提出は不要です。提出済みの旨をご連絡ください。 ・課税年度については、13ページの「1 保育料」をご覧ください。	
	①給与所得のみの方	市県民税の特別徴収税額通知書
	②個人納付の方	市県民税納税通知書
	③海外で所得があった方	海外所得にかかる証明書兼申立書 HP
	④上記以外の方、①・②を紛失した方	市町村民税課税証明書

保育の内容



1 保育時間

○保育所（園）

区分	施設を利用できる時間
保育標準時間	7時00分～18時15分のうち、 <u>保育が必要な時間</u>
保育短時間	8時30分～16時30分のうち、 <u>保育が必要な時間</u>

○私立認定こども園・小規模保育事業所

区分	施設を利用できる時間
保育標準時間	7時00分～18時00分のうち、 <u>保育が必要な時間</u>
保育短時間	各施設が定める1日8時間以内の時間帯のうち、 <u>保育が必要な時間</u> ・めぐみ学園幼稚園を除く施設：8時30分～16時30分のうち、 <u>保育が必要な時間</u> ・めぐみ学園幼稚園：7時00分～15時00分のうち、 <u>保育が必要な時間</u>

※ 保育が必要な時間とは、勤務時間・通勤時間・送迎時間など、保育の必要性の事由に関連する時間です。買い物・リフレッシュ・きょうだい児の習い事の付き添いなど、保育の必要性の事由と直接に関係のない時間は含まれません。

例えば、保育の必要性が父母ともに「就労」である場合、父母いずれかが就労していない日（休暇を含む）や仕事帰りにスーパーで買い物をする時間は、原則として保育所を利用することはできません。

※ 勤務の都合上やむをえない事情がある場合は、19：00まで（一部の保育所は20：00まで）延長できます。別途、延長保育料がかかります（14～15ページ参照）。

2 休所日

公立保育所 … 日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

私立保育所、私立認定こども園（※）、小規模保育事業所… 上記に準じて各施設で定めています。

※ 私立認定こども園は保育の実施日や休日が保育所とは異なる場合がありますので、必ず申込前に施設に確認してください。

※ 土曜日を利用する場合は、保育士の必要配置数に影響するため、各施設が定める期限までに利用を申し出てください。

3 緊急時・災害時

（ア）緊急連絡先

連絡先は、正確に保育施設にお知らせください。

（イ）気象警報発表時の対応



① 宝塚市に気象警報が発表されている場合でも平常通り開所しますが、児童の安全のため、できるだけ登所は控えて自宅待機していただきますようご協力をお願いします。

② 登所が12時30分を過ぎると、衛生管理上、調理食品を保存できませんので、給食はありません。

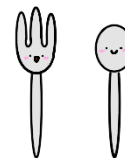
③ 当日、保育施設の開所中に気象警報（暴風、大雨、洪水、大雪等）が発表された場合、できるだけすみやかにお迎えに来てください。

4 給食

(ア) 献立作成

公立保育所では、栄養士が献立原案を作成します。

私立保育園は、公立保育所の献立を参考に、施設ごとに献立を作成します。



(イ) 離乳食

初期食、中期食、後期食の3段階に分けて、個々の発育状況に合わせた調理をしています（認定こども園の場合は離乳食をご用意できないことがあります。事前に施設にお問い合わせください）。

(ウ) アレルギー食

アレルギー食品の除去は医師の診断に基づいて行います。（医師の診断書又は意見書等が必要な場合があります。）

※アレルギー対応の可否については、事前に各施設にお問い合わせください。

5 健康管理

(ア) 健康診断等

公立保育所では下表のとおり実施しています。

※感染症の流行状況によって変更することがあります。

なお、公立保育所以外の保育施設では実施内容が異なります。

項目	回数	対象児童
内科健診	年2回	全児童
眼科・耳鼻科健診	年1回	4歳児・5歳児クラス
歯科健診	年1回	2歳児クラス以上
尿検査	年1回	全児童
歯磨き指導	年1回	3歳児クラス以上
その他	内科・小児科医師による健康相談 身体測定（月1回） ほけんだより発行（月1回） ＊市の保健師が各園の相談にのっています。	



(イ) 保育中に発熱（37.5度以上）又は発病の時は、迎えに来ていただいています。

(ウ) 万が一の保育中の事故等のために、公立保育所は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しています。

(エ) 予防接種

保育施設は、子どもたちが集団で生活する場所です。予防接種にご協力をお願いいたします。

(オ) 薬の投薬について

・薬は原則として保育中に投薬することはできませんので、持ち込みはご遠慮ください。

医師にご相談いただき、できるだけご家庭での服用をお願いいたします。

・児童の状態と医師の指導により、やむをえない場合は、各施設所定の用紙をご提出いただき、薬1回分をお預りし、投薬いたします。（市販薬は投薬できません。）

※投薬対応については各施設にお問い合わせください。

1 保育料

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳クラスから小学校就学前の児童及び0～2歳クラスの住民税非課税世帯の児童は保育料の支払いが無くなりました。詳細については、ホームページ（ID：1038703）をご参照ください。

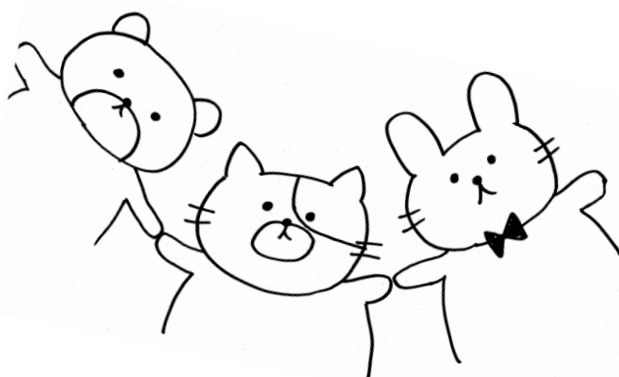
0～2歳クラスの住民税非課税世帯でない児童の保育料は、保護者（両親、祖父母、曾祖父母）の市町村民税所得割額によって以下のとおり決定します。

① 令和6年9月～令和7年8月の保育料 → 令和6年度市町村民税額に基づき決定

② 令和7年9月～令和8年8月の保育料 → 令和7年度市町村民税額に基づき決定

保育料額は19～20ページをご覧ください。

- 祖父母、曾祖父母と同居している方で、父母お二人とも総所得48万円以下（給与所得のみの場合は給与収入103万円以下）の場合は、家計の主宰者を祖父母、曾祖父母とみなし、祖父母、曾祖父母の収入を勘案して保育料を決定します（世帯分離していても同居していれば対象です）。
- 市町村民税所得割課税額は税額控除（寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除など）適用前の税額で算定します。
- 保育料は当該年度の前年度の3月31日の児童の満年齢によって決定します。（年度途中で誕生日を迎えても変更になりません。）
- 転入の方は個人番号（マイナンバー）を用いて、1月1日に在住していた市町村から市町村民税額関係情報を取得し、決定します。ただし、未申告などにより個人番号を用いた保育料決定ができない場合は、税申告や課税証明書の提出を求めることがあります。
- 1月1日時点の住所地が海外の方は市町村民税の課税はありませんが、海外で得た収入も含めて1年間の市町村民税額を推定して算定します。該当する場合は「海外所得にかかる証明書兼申立書」に必要書類を添付し、保育事業課までご提出ください。用紙は保育事業課又はホームページにあります。（ホームページID：1009438）
- 保育料は、**月の初日に在籍していれば、欠席しても1か月分の保育料が必要です。**ただし、児童の負傷や疾病で連続して28日以上長期欠席するときや産休明け保育のため途中から入所したときは保育料を日割りで減額します。
- 結婚・離婚や生活保護の受給開始・廃止が生じたとき、障害者手帳の交付を受けたときは、保育料が変更となる可能性がありますので速やかに保育事業課までご連絡ください。
- **税額のわかる資料を提出いただけない場合は最高階層の保育料となりますのでご注意ください。**



2 延長保育料（2、3号認定用）

送迎の時間によって、通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合は以下のとおり、延長保育料がかかります。

0～2歳児クラスの延長保育料

※月額保育料は19～20ページの金額

○認可保育所（いずれも100円未満切り捨て）

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	7時00分～ 8時29分	保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額 （実質、保育標準時間の保育料となる）
	16時31分～18時15分	
	18時16分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の8%
	18時16分～20時00分	月額保育料（保育標準時間）の19%
保育標準時間	18時16分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の8%
	18時16分～20時00分	月額保育料（保育標準時間）の19%

○私立認定こども園・小規模保育事業所（いずれも100円未満切り捨て）

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	各施設が定める短時間の時間帯を超える場合 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設 7時00分～8時29分 16時31分～18時00分 ・めぐみ学園幼稚園 15時01分～18時00分	保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額 （実質、保育標準時間の保育料となる）
	18時01分～19時00分	
	18時01分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の9%
	18時01分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の9%

3～5歳児クラスの延長保育料

○認可保育所

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	7時00分～ 8時29分	0円
	16時31分～18時15分	
保育短時間	18時16分～19時00分	一律4,000円（減免あり）
保育標準時間	18時16分～20時00分	一律8,000円（減免あり）

※ 延長保育料の減免について

無料となる方	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、ファミリーホームを行う方、里親の方、第3子以降（多子カウントは保育料算定時と同様）の方
半額となる方	市町村民税所得割課税額（税額控除※1適用前の税額）が57,700円未満（特例世帯※2は77,101円未満）の世帯 ※1 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などのこと ※2 ひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯のこと

○私立認定こども園

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	各施設が定める短時間の時間帯を超える場合 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設 7時00分～8時29分 16時31分～18時00分 ・めぐみ学園幼稚園 15時01分～18時00分	施設の定める額
保育短時間 保育標準時間	18時01分～19時00分	

※ 私立認定こども園の延長保育料減免可否については、事前に各施設にお問い合わせください。



3 給食費（主食費・副食費）

3歳児以上の児童に提供する給食費です。ご飯・パン等の主食費とおかず代等の副食費があります。

公立保育所の主食費は月額1,000円、副食費（※免除制度あり）は月額4,500円です。

公立保育所以外の保育施設はそれぞれの施設が料金を決めています。（35～41ページ参照）

※以下に該当する方については、**副食費が免除**されます（全ての施設が対象です）。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯
- ・市町村民税所得割課税額（税額控除※1適用前の税額）が57,700円未満（特例世帯※2や1号認定児童は77,101円未満）の世帯
- ・ファミリーホームを行う者、里親の方
- ・第3子以降※3

※1 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などのこと

※2 ひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯のこと

※3 市町村民税所得割課税額（税額控除適用前の税額）が57,700円以上（特例世帯や1号認定児童は77,101円以上）の世帯で、下記の対象施設を入所または利用している同一世帯の児童の中で年齢が高い順から第何子かを数えます。この取り扱いを受けるためには兄弟姉妹が対象施設（★）に入所または利用している証明が必要になります（在園証明書様式は市内各保育施設に備え置いています）。

★対象施設…認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業、企業主導型保育事業、小学校3年生まで（1号認定のみの対象）

4 利用者負担額の納付

類型	支払先	支払方法	納付期限
認可保育所 (公立保育所・ 私立保育所)	宝塚市	原則として口座振替でのお支払いになります。入所内定時に口座振替申込書をお渡ししますので、金融機関で手続きをしてください。 手続き完了後、「口座振替開始通知書」が到着するまでは、別途お渡しする納付書にてお支払いください。	毎月月末
その他の施設	施設	施設へ直接お支払いいただきます。支払方法や納付期限は施設が決定します。	

支払先が宝塚市の保育料を、納付期限までに納付されていない場合、翌月の20日までに督促をします。

その後、未納のまま放置されますと**給与、預貯金口座等の財産調査、差押等の強制徴収**の手続きが開始されますのでご注意ください。

過去に保育料の未納がある場合、入所決定前に今後の納付計画について面接を行います。

5 その他の費用

基準を超えた職員配置など、教育・保育の質の向上に充てるための費用や、文房具代、制服代、通園バス代など、施設利用において通常必要とされる費用が掛かる場合があります。

34～42ページに施設ごとの一例を掲載していますので参考としてください。

ただし、掲載されていない費用がある場合や、今後費用が変更となる場合もございますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。(費用について一部補助金あり。詳しくは33ページをご覧ください。)

6 保育料等の減免申請について

失業や休職などによる収入減や災害等により大きな損害が生じた場合は保育料・延長保育料、副食費（以下「保育料等」といいます。）を減免する制度を設けています。

（ア）収入減による保育料等の減免申請（再計算）について

下表(A)の保育料等算定の基となった期間の収入と下表(B)の期間の収入見込額を比較し、60%未満になると客観的資料により証明できる場合は、保育料等の再計算を行います。保育料等の再計算は、減免申請のあった月の翌月分から行いますが、保育料等決定月の翌月末日までに減免申請があった場合は、保育料等決定月の分から再計算を行います。

申請月	減免対象となる 保育料の期間	(A) 保育料の算定基準と なる期間	(B) 収入を見込む期間
令和7年4月～ 令和7年8月	申請日翌月～令和7年8月	令和5年1月1日～ 令和5年12月31日	令和7年1月1日～ 令和7年12月31日
令和7年9月～ 令和8年3月	申請日翌月～令和8年3月	令和6年1月1日～ 令和6年12月31日	
令和8年4月～ 令和8年8月	申請日翌月～令和8年8月		令和8年1月1日～ 令和8年12月31日

（注意）

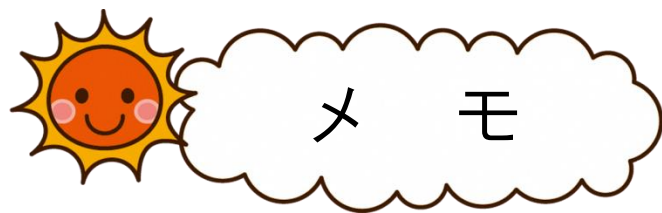
- ・ 保育料等の減免申請は保育料切り替え月（4月、9月）ごとに申請が必要です。
 - ・ (A)について転入等で宝塚市に収入情報がない場合は、収入がわかる書類を提出いただく必要があります
 - ・ (B)の期間の収入には、雇用保険受給額、休業補償金、疾病手当金、出産手当金、育児休業給付金、退職金等を含み、以下のような書類を提出いただく必要があります。
 - 給与明細書
 - 給与支払見込証明書
 - 源泉徴収票
 - 雇用保険受給資格者証
 - 解雇通知等失業を証明する書類
 - 育児休業給付金支給決定通知書
 - 廃業届
 - など
 - ・ 申請時の収入見込み額より実際の収入が上回った場合、または上回ると見込まれる場合はすみやかに当課までお申し出ください。**階層区分の認定変更を再計算し、減免後の階層区分を上回る場合、下がりすぎた保育料等を遡って納付いただきます**のでご了承ください。
- 申し出がない場合も税申告情報をもとに再計算を行うこととなりますのでご注意ください。

（イ）風水害、火災等による保育料等の減免申請について

風水害、火災等による損害額（実損額－保険金等による補填額）が、保育料等の算定基準となる期間の収入の10分の3以上の方が対象となります。

申請にあたっては、被災を証明する官公署の証明書を提出いただく必要があります。

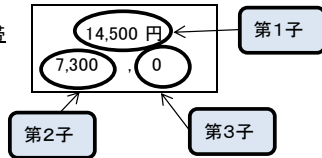




保育認定（2・3号認定）の月額保育料

保育認定（2・3号認定）の保育料表の見方 この表において保育料の欄に定める年齢は、当該年度の前年度末日における年齢とします。

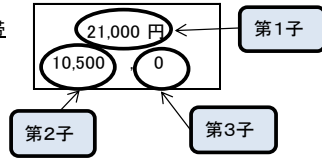
表の多子区分が①の世帯



児童が2人以上いる場合

保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く）の中で年齢が高い順から第何子かを数えます。

表の多子区分が②の世帯



児童が2人以上いる場合

対象施設（※1）を入所または利用している同一世帯の児童の中で年齢の高い順から第何子かを数えます。この取り扱いを受けるためには兄弟姉妹が対象施設に入所または利用している証明が必要になります（※2）。

※1 認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児、短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業施設、企業主導型保育事業

※2 様式はホームページまたは窓口でお渡ししております。適用は受理日の翌月、保育料決定月のみ当月から適用となります。

◇特例世帯以外 の保育料

多子 区分	区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
①	A	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
	B1	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
	D1	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む)	48,600円未満	14,500 円 7,300 , 0	0 円	14,200 円 7,100 , 0	0 円
	D2		48,600円以上 57,700円未満	21,000 円 10,500 , 0	0 円	20,600 円 10,300 , 0	0 円
57,700円以上 72,800円未満			21,000 円 10,500 , 0	0 円	20,600 円 10,300 , 0	0 円	
D3	72,800円以上 97,000円未満		25,500 円 12,800 , 0	0 円	25,000 円 12,500 , 0	0 円	
D4	97,000円以上 133,000円未満		33,300 円 16,700 , 0	0 円	32,700 円 16,400 , 0	0 円	
D5	133,000円以上 169,000円未満		40,600 円 20,300 , 0	0 円	39,900 円 20,000 , 0	0 円	
D6	169,000円以上 213,000円未満		50,200 円 25,100 , 0	0 円	49,300 円 24,700 , 0	0 円	
D7	213,000円以上 257,000円未満		56,000 円 28,000 , 0	0 円	55,000 円 27,500 , 0	0 円	
D8	257,000円以上 301,000円未満		60,400 円 30,200 , 0	0 円	59,300 円 29,700 , 0	0 円	
D9	301,000円以上 349,000円未満		73,000 円 36,500 , 0	0 円	71,700 円 35,900 , 0	0 円	
D10	349,000円以上 397,000円未満	80,000 円 40,000 , 0	0 円	78,600 円 39,300 , 0	0 円		
D11	397,000円以上	92,000 円 46,000 , 0	0 円	90,400 円 45,200 , 0	0 円		

◇特例世帯の保育料

★ 特例世帯とは、次のア～エいずれかに該当する世帯を言います。

- ア 母子家庭または父子家庭である
- イ 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
- ウ 同一世帯に特別児童扶養手当支給対象児童がいる
- エ 同一世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいる

※上記のうち、イに該当する方は各種手帳の写し、ウに該当する方は特別児童扶養手当証書の写し、エに該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

多子 区分	区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
①	A	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
	B0	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
	D1	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む) ※課税額を算定する際の 税額控除については、 調整控除以外は適用し ない。(住宅取得控除や 寄附金控除などは適用 外。)	48,600円未満	7,300 円 0 , 0	0 円	7,100 円 0 , 0	0 円
	D2		48,600円以上 72,800円未満	9,000 円 0 , 0	0 円	9,000 円 0 , 0	0 円
	D3		72,800円以上 77,101円未満	9,000 円 0 , 0	0 円	9,000 円 0 , 0	0 円
	D3		77,101円以上 97,000円未満	25,500 円 12,800 , 0	0 円	25,000 円 12,500 , 0	0 円
	D4		97,000円以上 133,000円未満	33,300 円 16,700 , 0	0 円	32,700 円 16,400 , 0	0 円
②	D5		133,000円以上 169,000円未満	40,600 円 20,300 , 0	0 円	39,900 円 20,000 , 0	0 円
	D6		169,000円以上 213,000円未満	50,200 円 25,100 , 0	0 円	49,300 円 24,700 , 0	0 円
	D7		213,000円以上 257,000円未満	56,000 円 28,000 , 0	0 円	55,000 円 27,500 , 0	0 円
	D8		257,000円以上 301,000円未満	60,400 円 30,200 , 0	0 円	59,300 円 29,700 , 0	0 円
	D9		301,000円以上 349,000円未満	73,000 円 36,500 , 0	0 円	71,700 円 35,900 , 0	0 円
	D10		349,000円以上 397,000円未満	80,000 円 40,000 , 0	0 円	78,600 円 39,300 , 0	0 円
	D11		397,000円以上	92,000 円 46,000 , 0	0 円	90,400 円 45,200 , 0	0 円

認可外保育施設ですが、施設における保育の質が市で定める水準を満たしている市指定の保育施設です。指定保育所に入所し、助成要件を満たしているときは、次ページの表にある保育料が適用されます。

認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所に入所するまでの期間のみ入所することもできます。その場合、認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所の入所審査順位を決定する点数を加点します。

指定保育所一覧

施設の名称	所在地	最寄駅等	認定定員
パティントンハウス	山本丸橋2丁目10 TEL 88-3591	阪急山本駅	46人
保育所びよびよルーム おばやし園	小林2丁目6-12 TEL 72-5566	阪急小林駅 (小林駅前ビル2F)	36人
都市型保育園 ポポラー宝塚あくら園	安倉南1-24-11 TEL 83-1080	阪神バス安倉又は安倉下ノ池(岡本ビル2F)	37人
都市型保育園 ポポラー宝塚山本園	山本東3-8-16 TEL 82-1090	阪急山本駅 (栄光ビル2階)	33人
ポレ・ポレ宝塚 花のみち保育ルーム	栄町1丁目6-2 TEL 86-0067	阪急宝塚駅(花のみちセルカ2番館3階)	31人

○開所時間（基本）

7時～18時（各指定保育所は延長保育を行っています。延長保育の時間帯は、各指定保育所に確認してください。）

○休所日

日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

○対象児童

生後57日目以上で小学校就学前までの、集団保育が行える児童

○助成要件

児童の保護者の状況が5ページの「1 保育の必要性」の表のいずれかに該当していること。

○入所日

毎月1日又は16日

○申し込み手続

まず、市役所保育事業課で保育が必要な状況を登録してください。その後、直接、各指定保育所に申し込みをしてください。

○入所承諾

各指定保育所が行います。申し込み多数の場合は、入所できない場合があります。

○支給認定の事由が育児休業や求職中（就労内定・予定）、転入の方は、入所後に提出を要する書類がありますのですみやかにご提出ください。また、入所後の復職や就労する時期には期限があります。

詳しくは10ページを参照してください。

○空き状況

ホームページにて毎月1日に各施設の空き状況を更新します。

（ホームページID：1040834）指定保育所一覧（PDF）内



○保育料

下表のとおり

※令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、太枠内に該当する世帯で要件を満たしている方については、申請をすることにより、保育料が無償化になります。申請書は施設にあります。詳細については、“幼児教育・保育無償化のご案内”の冊子またはホームページをご参照ください。（ホームページID：1038703）

○保育料以外の料金

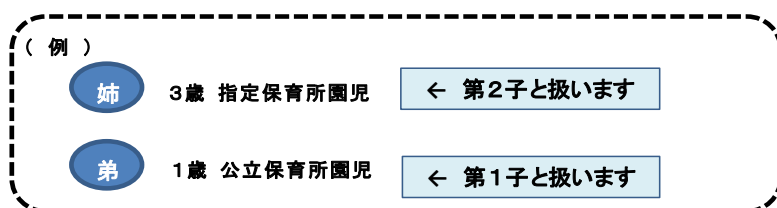
延長保育料、入所金、給食費、写真代等の実費など、各指定保育所で定めていますので、詳細は各指定保育所に確認してください。

指定保育所 保育料表			保育料 月額(円)				
助成対象児童の属する世帯の階層区分			特例世帯以外		特例世帯(ひとり親世帯等)		
階層区分	定義			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯		第1子	0	0	0	
			第2子				
			第3子以降				
B	市町村民税非課税世帯		第1子	0	0		
			第2子	0	0		
			第3子以降	0	0		
C	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税 の世帯も含む) ※課税額を算定する際の税額控除について、調整控除以外は適用しない。(住宅取得控除や寄附金控除などは適用外。)	0円以上 48,600円未満	第1子	15,000	0	8,000	0
			第2子	8,000	0	0	0
			第3子以降	0	0	0	0
D		48,600円以上 57,700円未満	第1子	30,000	0	8,000	0
			第2子	15,000	0	0	0
			第3子以降	0	0	0	0
		57,700円以上 77,101円未満	第1子	30,000	0	8,000	0
			第2子	15,000	0	0	0
			第3子以降	0	0	0	0
		77,101円以上 133,000円未満	第1子	30,000	0	左と同じ	
			第2子	15,000	0		
			第3子以降	0	0		
E		133,000円以上 301,000円未満	第1子	45,000	0		
			第2子	23,000	0		
			第3子以降	0	0		
F	301,000円以上	第1子	60,000	0			
		第2子	30,000	0			
		第3子以降	0	0			

①特例世帯、児童の年齢及び市町村民税の定義は、保育認定(2号・3号認定)保育料表の取り扱いに準じます。

②この表で色を濃く表示している部分は、保育認定(2号・3号認定)保育料における多子区分が①の取扱いに準じて第2子、第3子を数えます。

③この表で色のない部分は、保育認定(2号・3号認定)保育料における多子区分が②の取扱いに準じて第2子、第3子を数えます。ただし、指定保育所と指定保育所以外の施設に入所又は利用中の児童がいる場合、実際の児童の年齢にかかわらず指定保育所以外の施設に入所又は利用中の児童を、年長者として取り扱います。



一般事業所の従業員のための認可外保育施設ですが、若干名を地域枠として受け入れています。また、保護者の勤務先と提携し、従業員枠として入所できる場合もあります（各施設にご確認ください）。

認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所に申し込みながら入所することもできます。その場合、入所審査順位を決定する点数を加点します。（在園点の加点のためには在園（所）証明書の提出が必要です。）

※令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、要件を満たしている方については、申請していただくことで、保育料が無償化になります。詳細については、“幼児教育・保育無償化のご案内”の冊子またはホームページをご参照ください。

※市役所保育事業課で支給認定を受けて入所する場合は、5ページの「1 保育の必要性」のいずれかに該当する必要があります。また、支給認定を受けない場合は無償化の対象とならない場合がありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

◇保育所かたつむりランド宝塚南口園

（ア）施設概要

○場所 ----- 宝塚市南口2丁目11-2 ハイツ延命

○開園日と開園時間（基本）

----- 月曜日から土曜日の7時30分から18時30分

○延長保育 ----- 18時31分から19時30分（年齢により10分100円～170円程度）

○休園日 ----- 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

○対象児童 ----- 生後6か月以上から5歳児クラスまでの、集団保育が行える児童

○保育料月額----- 令和4年3月1日現在

0歳児	39,900円
1～2歳児	39,700円
3歳	27,600円
4～5歳児	24,100円

※その他物品購入費や給食費用などがかります。

※0～2歳クラスの住民税非課税世帯及び3～5歳児クラスについては、申請書提出により無償化。

（イ）利用方法

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは施設へ問い合わせてください。

申込問い合わせ先：保育所かたつむりランド宝塚南口園 （0797）77-3211

◇保育所かたつむりランド宝塚第2園

(ア) 施設概要

○場所 ----- 宝塚市売布東の町20-5

○開園日と開園時間（基本）

----- 月曜日から土曜日の7時00分から18時00分

○延長保育 ----- 18時01分から19時00分（年齢により10分100円～170円程度）

○休園日 ----- 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

○対象児童 ----- 生後6か月以上から5歳児クラスまでの、集団保育が行える児童

○保育料月額----- 令和4年3月1日現在

0歳児	39,900円
1～2歳児	39,700円
3歳	27,600円
4～5歳児	24,100円

※その他物品購入費や給食費用などががかかります。

※0～2歳クラスの住民税非課税世帯及び3～5歳児クラスについては、申請書提出により無償化。

(イ) 利用方法

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは施設へ問い合わせてください。

申込問い合わせ先：保育所かたつむりランド宝塚第2園 (0797) 91-2589

◇宝塚いろのま園

(ア) 施設概要

○場所 ----- 宝塚市旭町3丁目9番1号

○開園日と開園時間（基本）

----- 月曜日から土曜日の7時30分から18時30分

○延長保育 ----- 18時31分から19時30分（30分500円・60分800円）

○休園日 ----- 日曜日、12月29日から1月3日

○対象児童 ----- 生後6か月以上から2歳児クラスまでの、集団保育が行える児童

○保育料月額----- 令和6年3月1日現在

	地域枠	従業員枠
0歳児	37,100円	36,600円
1～2歳児	37,000円	36,500円
短時間保育	20,000円	19,500円

※短時間保育は平日9:30-16:00でのお預かりとなります。

※その他物品購入費や給食費用などががかかります。

※0～2歳クラスの住民税非課税世帯については、申請書提出により無償化。

(イ) 利用方法

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは施設へ問い合わせてください。

申込問い合わせ先：宝塚いろのま園 (0797) 61-5941

ホームページ：<http://color-variation.com/ironoma/ironoma.html>

◇サンキッズランド宝塚

(ア) 施設概要

○場所 ----- 宝塚市東洋町6-1 サンメゾン宝塚エルド1階

○開園日と開園時間（基本）

----- 月曜日から土曜日の7時30分から18時30分

○延長保育 ----- 7時から7時29分、18時31分から19時（30分500円）
朝夕それぞれの時間帯において、500円/回（上限5,000円/月）

○休園日 ----- 日曜日、祝日、12月28日から1月3日

○対象児童 ----- 生後57日以上から2歳児クラスまでの、集団保育が行える児童

○保育料月額----- 令和7年4月1日現在

	地域枠	従業員枠
0～2歳児	37,000円	30,000円

※給食費含む。

※0～2歳クラスの住民税非課税世帯については、申請書提出により無償化。

○実費費用

帽子代	1,200円（入園時のみ）
-----	---------------

※その他実費費用が掛かる場合があります。

(イ) 利用方法

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは施設へ問い合わせてください。

入園にあたっては、従業員枠利用の方が優先されます。

申込問い合わせ先：サンキッズランド宝塚 (0797) 20-1879

ホームページ：<https://www.sanyohomescommunity.co.jp/sanfriends/sk-takarazuka.html>

◇すみれの花保育園

(ア) 施設概要

○場所 ----- 宝塚市南口2丁目14-2 サンビオラ2番館3階

○開園日と開園時間（基本）

----- 毎日（土日祝含む）7時00分から20時00分

○延長保育 ----- なし

○休園日 ----- なし（従業員枠に従う）

○対象児童 ----- 生後2か月以上から2歳児クラスまでの、集団保育が行える児童

○保育料月額----- 令和3年9月1日現在

	地域枠	従業員枠
0歳児	38,000円	36,000円
1歳児	35,200円	32,100円
2歳児	33,300円	30,200円

※その他物品購入費や行事費などががかかります。

(イ) 利用方法

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは施設へ問い合わせてください。

申込問い合わせ先：すみれの花保育園 事務局 (0797) 61-6355

Instagram アカウント：viola23472021

◇英光幼学舎宝塚駅南教室

(ア) 施設概要

○場所 ----- 宝塚市湯本町9-18アメニティコート宝塚湯本1階

○開園日と開園時間（基本）

----- 毎日（土日祝含む）7時00分から20時00分

○延長保育 ----- なし

○休園日 ----- 園が定める日（不定期）

○対象児童 ----- 生後6か月以上から2歳児クラスまでの、集団保育が行える児童

○保育料月額----- 令和5年4月1日現在

0歳児	37,000 円
1歳児	36,000 円
2歳児	35,000 円

※その他物品購入費や給食費用などがかかります。

(イ) 利用方法

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは施設へ問い合わせてください。

申込問い合わせ先：(0797) 61-6007

メールアドレス：info@hoikuen.love

ホームページ：<http://hoikuen.love>



1 一時預かり

宝塚市内にお住まいの方が、保護者の仕事や病気、出産、冠婚葬祭、リフレッシュなどで昼間一時的に保育ができないときに利用できます。直接各保育所にて、事前面接・登録のうえ、ご利用ください。

一時預かり実施施設

施設名	所在地	TEL	FAX	内容
わかくさ保育所	高司1丁目4-32	77-3096	77-3096	・利用日 週4日又は月16日以内 (複数園の利用でも合計します。) ・利用時間 1日 (7:00~18:00) ・利用料 0歳児 2,800円 1~2歳児 2,400円 3歳児以上 2,000円 ※年齢は当該年度の前年度の末日(3月31日)の満年齢です ※わかくさ保育所は、0歳児の利用はできません。 ※宝山保育園、川面ちどり保育園は一時預かり事業を一時休止しています。再開は市ホームページでお知らせします。詳しくは各施設へお問い合わせください。
宝塚さくら保育園	高松町13-2	77-3390	77-2277	
やまぼうし保育園	中筋7丁目73-3	82-2271	82-2272	
なかよし保育園	中筋2丁目10-18	80-4152	80-4113	
わかばのもり保育園	山本西1丁目4-1	82-1280	88-6700	
逆瀬川あゆみ保育園	逆瀬川2丁目2-8	77-0415	77-1145	
御殿山あゆみ保育園	御殿山2丁目1-70	85-4854	85-1400	
宝塚ひよこ保育園	美座2丁目5-7	86-2757	86-2758	
山本南保育園	山本南1丁目33-5	88-3111	82-2123	
野上あゆみ保育園	野上2丁目3-38	76-4500	76-4441	
はなみずき保育園	川面3丁目10-18	78-8882	78-8883	
宝塚さくらんぼ保育園	小林5丁目3-39	80-7200	77-0180	
宝山保育園	山本東3丁目7-19	89-7088	89-7077	
宝塚じあい保育園	売布1丁目17-7	26-8881	26-8882	
仁川ウエル保育園	仁川団地4-15	(0798) 51-3133	(0798) 57-2356	
宝塚COCORO保育園	中筋4丁目11-19	89-5517	89-5622	
川面ちどり保育園	川面3丁目24-13	26-8156	26-8157	
クレア・サン保育園	山本丸橋2丁目117	88-6224	88-6234	
宝塚仏光保育園	山本東2丁目6-21	26-7166	26-7177	
そらとはな保育園	梅野町1丁目1-2	84-8788	84-8750	



○利用時間については、保育所によって異なる場合がありますので、各保育所へご確認ください。

利用に際して、保育時間の確認をさせていただきます。

○利用料について、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育を必要とする要件を満たしている方については、申請していただくことで、上限の範囲内で無償化になります（ご飯代等の実費分は除く）。詳細については、ホームページ（ID：1038703）をご参照ください。

○お子様の状態、利用希望日の予約状況によっては、お預りできない場合があります。

（例：首がすわっておらず対応が困難。年齢クラスにより空きがない。）

○短時間利用については、各保育所にご相談ください。食事は別途料金がかかる場合がありますので、各保育所へご確認ください。

○無断キャンセルが続くと、ご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

○緊急時のご利用については、各保育所へご相談ください。

○一時預かりの受入れを休止する場合があります。休止の情報はホームページに掲載いたします。

2 休日保育

常態的に日曜日・祝日に保護者が就労などにより家庭で保育することができない児童を、宝塚さくら保育園でお預かりします。

(ア) 対象となる児童

次の全ての要件に当てはまる方です。

- ① 認可保育所、認定こども園（2号・3号認定）、地域型保育施設、または指定保育所に入所（内定）している児童（内定児童は入所日以後に利用可）。
- ② 1歳児以上のクラスに在籍している児童（0歳児クラスの児童は対象外となります）。
- ③ 保護者が宝塚市内に在住している児童。
- ④ 父・母いずれもが就労等のため、常態的に日曜日・祝日に家庭で保育することができない児童。

(イ) 実施場所・日時

- ◎ 場所 ----- 宝塚さくら保育園（高松町13番2号）
- ◎ 実施日 ----- 日曜日・祝日（12月31日～翌年1月3日は除く）・12月29日～30日
- ◎ 実施時間 ----- 8時～18時（延長保育不可のため時間厳守）
- ◎ 利用料金 ----- 無料

(ウ) 利用方法

- 事前の利用登録が必要となりますので、次の書類を宝塚市役所保育事業課にご提出ください。書類は保育事業課または各保育施設に置いています。（宝塚市ホームページ内からもダウンロード可能です。）利用が認められた方には市から登録通知書を送付します。登録通知書が届くまでは予約できませんので、期日に余裕をもって申請してください。原則として、予約開始日の2週間前までにご提出ください。毎年度、登録更新が必要となります。

（ホームページID：1009438）

- ・ 休日保育利用登録申請書
- ・ 登録用の児童の写真（おおよそ、たて4cm×よこ3cm、初めて休日保育を申請される方のみ）
- ・ 個人情報利用の承諾書
- ・ 児童調書（休日保育用）
- ・（重要）2025年度休日保育の予約・予約キャンセルの取り扱いについて

- 利用が認められた方には「休日保育登録通知書」をご自宅に郵送いたします。登録通知書を受領後、下記の予約開始日に従って施設へ利用日時をSMS（ショートメッセージ）で予約してください。SMS（ショートメッセージ）を利用できない場合は電話予約可能です。SMS（ショートメッセージ）での予約方法は休日保育登録通知書に詳細を記載します。また、施設より「ネームプレート」も送付します。利用日に必要となりますので、大切に保管してください。

- 2025年度の予約開始日は次のとおりです。

利用月	4月～7月	8月～11月	12月～3月
予約開始日	3月10日（月）	7月10日（木）	11月10日（月）

(エ) その他

- 当日は、利用案内に書かれている持ち物をもって保育園にお越しください。
- 定員はおおむね15名となります。ただし、申し込み児童の年齢別の人数や児童の状況により15名に達していなくても、申し込みを打ち切ることがあります。
- 定員超過により希望の日にご利用できない場合があります。予約の早い方からご案内しますのでご承知おきください。

3 病児保育

病氣中や病氣・けがの回復期で集団保育が困難であり、仕事等の事情で家庭での保育が困難な児童を一時
 的にお預かりします。保育施設在籍以外の方でもご利用になれます。（ホームページ ID：1000545）

（ア）対象となる病氣

- ① 風邪、感染性胃腸炎等、子どもが日常的にかかる病氣
- ② 風疹、水痘等の伝染性疾患（ただし、麻しん、シラミ、疥癬^{かいせん}の場合利用できません）
- ③ 喘息等の慢性疾患
- ④ 骨折・熱傷等の外傷性疾患

（イ）実施施設、対象年齢、定員、開所及び予約受付時間

	病児保育	
名称	チャイルドクリニック サンタクルス ザ タカラヅカ 病児保育室 「エンジェルスマイル」	社会医療法人愛仁会 病児保育室 「ひまわりルーム」
住所	宝塚市武庫川町 6-22 ザ タカラヅカテラス2F TEL 0797-83-1168	宝塚市中筋 2-10-11 あいわクリニック 2階 TEL 0797-80-4170
開所時間	月曜日～金曜日 7:30～18:00 (土・日・祝日、12/29～1/3 は休み)	月曜日～土曜日 7:30～18:00 (日・祝日、12/29～1/3 は休み)
対象年齢	満 4 か月～小学校 6 年生 (市外在住の方も利用できますが、 市内在住の方が優先となります)	宝塚市在住の 満 10 か月～小学校 6 年生
定員	9 名	3 名
予約受付時間	月～金曜日 16:00～18:00 日曜日 9:00～12:00 利用前日にご予約ください。前日が祝日の場合は、当日の 7:30 から受付します。 定員に空きがある場合は、当日予約可能です。	月～金曜日 7:30～18:00 土曜日 7:30～12:00 (土曜日の当日受付は 7:30～10:00) 利用日の 2 日前から予約可能です。 月曜日の予約は、土曜日 7:30 から受付します。

(ウ) 費用

1日1人あたりの利用料

		市内在住の方	市外在住の方
市町村民税	48,600 円以上	2,000 円	4,000 円 (エンジェルスマイル のみ市外の方利用可)
所得割課税額	48,600 円未満	1,000 円	
市町村民税非課税世帯		0 円	
生活保護世帯		0 円	

※令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、要件を満たしている方については、申請していただくことで、利用料が無償化になります。詳細については、“幼児教育・保育無償化のご案内”の冊子またはホームページをご参照ください。(ホームページID: 1038703)

給食費

昼食300円～ おやつ1食 100円～(施設により異なる)

「エンジェルスマイル」は、アレルギー除去食の対応をしておりませんので、アレルギーのある方は昼食とおやつを持参ください。また、離乳食にも対応しておりませんので、離乳食が必要な場合はご持参ください。

「ひまわりルーム」は、アレルギー除去食の対応をしています。提供にあたり、書類の提出が必要になりますので、詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

(エ) 利用の流れ

- ① 医療機関を受診し、「病児保育事業利用紹介書」の発行を受けてください。
- ② 利用を希望する施設に連絡し、利用可能か確認のうえ予約をしてください。
- ③ 利用当日、各施設にて利用申請書を記入し、紹介書を添えて申し込んでください。

※複数施設への予約はご遠慮ください。

(オ) 利用の制限・取消

病児保育利用中であっても、病状が急変した場合などは、利用を制限したり取り消すことがあります。

(カ) 利用当日持参するもの

- ・医師の紹介書
- ・母子健康手帳、印鑑(初日のみ)
- ・パジャマ 1組
- ・手拭き、口拭きタオル
- ・おむつ替え用タオル 1枚
- ・医師から処方されている薬
- ・粉ミルク、哺乳瓶(必要な方)
- ・着替え上下、下着 各2～3枚
- ・紙おむつ 10枚、おしりふき(必要な方)
- ・バスタオル(お昼寝用) 2枚
- ・食事用エプロン 2～3枚(必要な方)
- ・薬剤情報提供書、またはおくすり手帳
- ・ビニール袋(汚れ物入れ) 2～3枚

(キ) その他

お迎えは、必ず午後6時までにお越しください。

お問い合わせ・利用予約は、各施設まで(施設により受付時間が異なります。)

制度に関するご質問は、宝塚市子ども未来部 保育企画課(Tel 0797-77-1825)まで

4 子育て支援事業

市内の認可保育所では、地域に開かれた保育所として子育て支援事業を実施しています。

《主な事業内容》

- 育児相談…育児についての悩みや不安があれば、気軽にご相談ください。
- 園庭開放…保育所の園庭を開放します。園庭の遊具を使って親子で自由に遊びましょう。
- 体験保育…保育所生活を親子で体験することが出来ます。
- 子育て講座…子育てに関する講座を開いています。

保育所によって実施内容や実施日等が異なります。詳細については各保育所にご確認ください。



5 特別支援保育

特別支援保育とは、保育を必要とする（児童の保護者の状況が5ページの保育の必要性の表のいずれかに該当する）児童の心身に何らかの^{がい}障害を有したり発達の遅れがある等、保育における特別な配慮や支援が必要と認められる場合に、^{がい}障害の程度や発達の状況に応じて、保育士を加配し、必要な支援を行うものです。これにより他の児童との集団による保育を行い、児童の成長を促進し、他の児童との相互理解を深め、児童の福祉向上を図ります。

（ア）入所時期

原則毎年4月1日

（イ）対象児童

概ね3歳児以上で、他の児童との集団保育が可能で、保護者が就労等で保育が必要な児童

（ウ）実施保育所

丸橋保育園分園、第二あひる保育園を除く、宝塚市内の認可保育所（私立認定こども園、小規模保育事業所では実施しません。）

（エ）入所枠

概ねクラス定員の10%及び保育所定員の5%程度

（オ）子ども発達総合相談の受診

特別支援保育を希望するにあたっては、原則、「子ども発達総合相談」を受診していただきます。受診の際には、特別支援保育に該当するかどうかについてご相談ください。

「子ども発達総合相談」は原則、毎月第2火曜日に総合福祉センター（安倉西2丁目）で行っています。事前に予約が必要です（子ども発達支援センター在宅相談室 TEL 0797-86-7284）。

（カ）申し込み手続き

申し込みは保育事業課窓口で受付けます。その際に、特別支援保育を希望する旨お申し出いただき、通常の申し込み書類に加えて申立書をご記入ください。3歳以上で申請を希望される場合の締切日は11月30日です（土日祝日と重なる場合は直前の市役所開庁日）。また、特別支援保育の申し込みは毎年必要です。

※特別支援保育が必要な場合、申請締切日までに総合相談を受診してください。

（キ）入所承諾

申し込み状況や児童の発達状態、子ども発達総合相談の受診結果、関係機関及び医療機関等の意見を参考に入所承諾を行います。なお、申し込み者多数の場合は、希望保育所以外の保育所に決定する場合があります。予めご了承ください。

また、兄弟姉妹2人以上で申し込みの場合は、申請いただいた条件（兄弟姉妹の入所時期・入所先）を満たさなくても内定する場合があります。

（ク）転所について

特別支援保育を受ける事となった児童の転所につきましては、原則4月のみとなります。また、転所よりまだ入所していない新規児童を優先して案内します。

実費徴収への補助金について

宝塚市では、文房具代、制服代、行事参加代、通園バス代など、施設の利用において通常必要とされる実費について補助金を支給する事業を行っています。

1 事業の内容

幼稚園や保育所、認定こども園などの施設における実費徴収（日用品や文房具、行事の参加費用など）について、費用の一部を補助する事業です。

対象となる施設

認可保育所、認定こども園、幼稚園、
地域型保育事業を行う事業所（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

2 対象となる世帯

- （ア）生活保護を受給されている世帯（単給世帯を含む）
- （イ）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- （ウ）ファミリーホームを行う方、里親の方

3 補助金額（月額限度額）

日用品・文房具など（1号・2号・3号認定）1人当たり 2,500円

4 日用品や文房具などの対象となる費用について

（ア）対象となる例

制服・体操服	お道具箱・文具	行事費
スモック	カスタネット	遠足積立金
かばん	絵本	送迎費
帽子	連絡帳・シール	共済掛金
おむつ	名札・ゴム印	災害給付制度加入金

（イ）対象とならない例

写真・アルバム	施設整備寄附金	延長保育料
DVD	PTA会費	英語レッスン料

※入園金や受入準備金など、それに準ずる費用についても対象外となります。

5 申請手続き等

申請方法については年度末（2～3月頃）にご案内します。

補助金は、年度中にお支払いいただいた実費徴収金額に対し、補助金額を決定の上、ご指定の銀行口座に一括して振込みます。

※実費徴収に係る領収書については保管しておいてください。

●主な上乗せ徴収・実費徴収項目

上乗せ徴収とは・・・教育・保育の質の向上に充てるため徴収する費用（基準を超えた職員配置、平均的な水準を超えた施設整備など）
 実費徴収とは・・・施設の利用において通常必要とされる経費（主食費、文房具代、制服代、行事参加代、通園バス代など）

※金額が変更となる場合やその他費用がかかる場合もありますので、詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
公立	米谷	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時 及び入所時	全年齢	生活保護世帯は免除
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入
	川面	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時 及び入所時	全年齢	生活保護世帯は免除
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入
	わかくさ	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時 及び入所時	全年齢	生活保護世帯は免除
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入
	逆瀬川	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時 及び入所時	全年齢	生活保護世帯は免除
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入 誕生日写真1枚のみ保育所で徴収
	めふ	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時 及び入所時	全年齢	生活保護世帯は免除
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入
	平井	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のけがの保障	210円				進級時 及び入所時		生活保護世帯は免除
		写真代	保育の様子を知らせるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入
	安倉中	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時 及び入所時	全年齢	生活保護世帯は免除
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				1枚55円～ 100円		全年齢	WEBにて自由購入

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
私立	バラホーム	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,000円			毎月	3～5歳児	
		布団	午睡時に使用(希望者のみ)			1,750円～ 9,160円		入所時	0～5歳児	値段の幅は購入者の選択による
		カラー帽子	戸外活動時に着用			1,040円		クラス替え時	0～5歳児	
		出席カード	日々の出席確認	650円					3～5歳児	
		通園カバン	通園時使用			2,280円			3～5歳児	
		名札	名前・クラスの確認			65円			1～5歳児	
		育児日記	保護者との連絡手段	340円～ 860円					0～2歳児	
		自由画帳	子どもが使う	290円					3～5歳児	
		お手紙袋	お手紙等を入れる			110円			全園児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中の怪我の補填	240円					全園児	
	伊子志	主食費	3～5歳児の主食代金		1,200円			毎月	3・4・5歳	振込手数料別途100円
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,300円			毎月	3・4・5歳	主食費と一緒に徴収 減免有
		おたよりファイル	書類配布に使用			430円			3・4・5歳	
		カラー帽子代	園内外で使用するため			990円			3・4・5歳	
		写真代	園での様子を公開し希望者に販売				1枚37円～	年数回	全園児	業者に委託し、ネット販売 別途送料が150円
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円						
		エプロン、タオル代	無地のものをお願いしているため。 希望者のみ				エプロン110円 タオル100円		全園児	希望者のみ購入
		卒園アルバム代	年長児の一年間の写真を保育士が 撮りためて作成			約3000円			5歳児	※年度により料金が少し異なる
	丸橋・ 丸橋分園	主食費	3～5歳児の主食代金		1,200円			月末	3～5歳児	前払い 振込手数料別途100円
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,300円			月末	3～5歳児	前払い 減免制度あり
		カラー帽子	戸外活動で使用するため			930円			3～5歳児	購入後卒園まで使用
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				年度初め	全園児	
		写真代	園での様子を写真公開し希望者が 購入				1枚37円～			業者に委託し、ネット販売 別途送料が150円
		エプロン、タオル	無地のものをお願いしているため。 希望者のみ				エプロン(ひもつき)100円 タオル80円			希望者のみ
		ネームホルダー代	保護者の送迎時着用名札			200円		入園した時 2枚購入	全園児	紛失した時は1枚100円
		アルバム代	卒園アルバム作成のため			3,000円程度				5歳児のみ
	あひる	主食費	減農薬の米を取り寄せている為		1,300円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		カラー帽子	クラスで色別に使用している			990円		1歳児クラス 進級時	1～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の保障	210円				年度初め	全園児	生活保護世帯は免除
		絵本代	絵本に親しむため		460円			毎月	1～5歳児	
		合宿費積立	普段の園生活では味わえない経験 をする為		500円			毎月	1～4歳児	
		卒園アルバム積立	卒園記念として		500円			毎月	5歳児	一部園負担
		ゴム印	個人名を園で使用する為			210円		入園時	全園児	
		ファイル	個人ノート用			450円		入園時	全園児	
		クレパス	個人用			750円		年度初め	3歳児	
		カラーペン	個人用			600円		年度初め	4歳児	
		固形絵の具	個人用			1600円		年度初め	5歳児	
		合宿Tシャツ	クラスで合宿前に作成(個人用)			1,000円		7月	3～5歳児	
		写真代	園での様子を見てもらうため				1枚55円		全園児	自由購入(業者委託販売)
		けん玉	個人用			1,000円		10月	5歳児	本体1,518円中保護者会が518円負担

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
第二あひる		主食費	減農薬の米を取り寄せている為		1,300円			毎月20日頃	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月20日頃	3～5歳児	
		カラー帽子	クラスで色別に使用している			990円		1歳児クラス 進級時	1～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の保障	210円				年度初め	全園児	生活保護世帯は免除
		絵本代	絵本に親しむため		460円			毎月20日頃	1～5歳児	
		合宿費積立	普段の園生活では味わえない経験をする為		500円			毎月20日頃	3～4歳児	
		ゴム印	個人名を園で使用する為			210円		入園時	全園児	
		ファイル	個人ノート用			450円		入園時	全園児	
		クレパス	個人用			750円		年度初め	3歳児	
		固形絵の具	個人用			1600円		年度初め	5歳児	
		合宿Tシャツ	クラスで合宿前に作成(個人用)			1,000円		7月	3～5歳児	
		写真代	園での様子を見てもらうため				1枚50円		全園児	自由購入
		コマ				250円			4歳児	
		けん玉	個人用			1,980円			5歳児	
私立	宝塚さくら	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				毎年5月または 入園翌月	0～5才	任意
	やまぼうし・ やまぼうし分 園	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円				3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,000円				3～5歳児	
		写真代	保育・行事の写真				(1枚)60円	随時	全年齢	希望者
		タオル代	園で使用する手拭きタオル				(1枚)80円	入園時 随時	全年齢	希望者
		エプロン代	園で使用するエプロン				(1枚)120円	入園時 随時	全年齢	希望者
		マークシート	各自のマークを衣料・持ち物 にアイロンでつける為のもの				(シート)500円 (分園のみ)	入園時 随時	全年齢	希望者
		アルバム代	卒園アルバム作成の為	650円				4月	0.1.2.歳	
		アルバム代	卒園アルバム作成の為			1,300円			年少児	
		アルバム代	卒園アルバム作成の為			5,000円			年中・年長児	年中・年長分で5,000円
	なかよし	主食費	3～5歳児の給食に主食の提供		1,500円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月	3～5歳児	
		体操服(上下)				3,730円			3～5歳児	
		保育用品	新年度は全員購入・その後随時 販売	@160円～ 990円				購入の翌月	3～5歳児	マーカーペン・のり・はさみ クレヨン・お絵かき帳・粘土・粘土ケース
		上靴					2,520円	購入の翌月	3～5歳児	希望者のみ
		カラーUV帽子	紫外線予防のため			990円		5月	0～5歳児	3歳時に乳児サイズから幼児サイズに変更 ありその後卒園まで使用
		絵本代			@460円～			毎月	全園児	希望者のみ
		寝具リース代			2,420円			毎月	全園児	希望者のみ
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	万一の事故に備えるため	210円				5月	全園児	
		遠足バス代				実費		10月	3～5歳児	観光バス代
		5歳児交流交通費	姉妹園高槻あいわ保育園との交 流			実費		実施翌月		JR電車代
		雪遊び費用	スキー場入場料・ 雪ソリレンタル料・バス代			実費		実施翌月	5歳児	その他希望者はスキーウェアレンタル実 費
		写真代	行事撮影				120円～	年5回程	全園児	業者撮影、販売(希望者のみ)
		卒園アルバム用写真代				3,000円前後		3月	5歳児	
		卒園アルバム代				3,500円		3月	5歳児	

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
私立	わかばのもり	主食費	3～5歳児の主食代金		1,300円			毎月20日	3～5歳児	ICT導入により口座振替
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,700円			毎月20日	3～5歳児	ICT導入により口座振替
		日本スポーツ振興センター共済掛金	保育中のケガ等の補償	300円					全園児	ICT導入により口座振替
		遠足代	施設利用料				利用施設など		2～5歳児	ICT導入により口座振替
		制服(体操服)関連				6,000円前後			3歳児～	ICT導入により口座振替
		用品代(選択可)					75円～		全園児	ICT導入により口座振替
		レンタル布団			800円～			毎月20日	0～4歳児	ICT導入により口座振替(希望者のみ)
		写真代(選択可)	業者によるネットでの徴収			1枚55円～			全園児	業者・職員による撮影
		月間絵本代			440円～				全園児	ICT導入により口座振替(希望者のみ)
	逆瀬川あゆみ	主食代	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月翌月	3歳	値上げの可能性あり
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,500円			毎月翌月	3歳	値上げの可能性あり
		カラー帽子	頭の保護、日よけ			1,080円		入園翌月	2～3歳	2歳から購入可
		保護者用名札	防犯				80円	入園月翌月	0～3歳	1枚80円 複数購入も可
		水泳帽子	野上あゆみ保育園でも使用できる			600円程度		3歳7月頃	3歳希望者	
		写真代					1枚66円～	随時	0～3歳	希望者のみ 業者に直接支払
		日本スポーツ振興センター共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				毎年5月または入園翌月	0～3歳	生活保護世帯は免除
		アルバム代				800円程度			3歳	
	御殿山あゆみ	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			翌月20日	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,500円			翌月20日	3～5歳児	
		絵本代		実費				5月	希望者のみ	
		保険代	日本スポーツ振興センター共済掛金	210円				5月	0～5歳児	
		カラー帽子				1,100円程度		翌月20日	2～5歳児	
		水泳帽子				650円程度		翌月20日	2～5歳児	
		クレパス				750円程度		翌月20日	3～5歳児	
		自由画ファイル				80円		翌月20日	3～5歳児	
		夏まつり参加費代				300円程度		8月頃	希望分のみ	
		クリスマス祝会DVD代		実費				翌月20日	希望者のみ	
		お楽しみ保育代	夕食			500円程度		8月頃	5歳児	
		卒園文集				5,000円程度		3月頃	5歳児	
		写真代					1枚165円～	随時	0～5歳児	希望者のみ 業者に直接支払
	宝塚ひよこ	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月月末	3歳児以上	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,500円			毎月月末	3歳児以上	
		日本スポーツ振興センター共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				進級時及び入園時	全園児	
		カラー帽子	個人の持ち物のため			1,100円程度		入園時	全園児	
		送迎用名札	個人の持ち物のため			110円		入園時	全園児	
		氏名ゴム印	個人の持ち物のため			181円		入園時	全園児	
		手作りエプロン(クッキング)	個人の持ち物のため			1,000円程度		11月	0歳	
		手作り玩具材料(ぬいぐるみ)	個人の持ち物のため			800円程度		11月	1歳	
		手作り玩具(パズル)	個人の持ち物のため			540円		11月	2歳	
		手作り玩具(手まわしこま)	個人の持ち物のため			269円		11月	3歳	
		手作り玩具(ひもこま)	個人の持ち物のため			300円		11月	4歳	
		手作り玩具(けん玉)	個人の持ち物のため			560円		11月	5歳	
		運動用スポン	個人の持ち物のため			1,870円		4月	3歳児	

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
私立	山本南	主食費	3～5歳児の主食代金		1,300円			毎月20日頃	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			毎月20日頃	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				入園進級時	全園児	生活保護世帯は免除
		カラー帽子	個人用				1つ1,000円	入園進級時	全園児	
		運動遊び用ズボン	個人用				1枚2,200円	入園進級時	3～5歳児	成長と共に再購入する場合有り
		ゴム印	個人用			200円前後		入園時	全園児	
		A5ファイル	個人用			300円前後		入園時	全園児	
		写真代	保護者が選び注文して購入				L版50円 2L版110円	クラス毎随時	全園児	業者委託販売
		合宿Tシャツ	個人用			1,000円前後		6月頃	5歳児	
		卒園アルバム代	卒園記念として			4,000円前後		3月	5歳児	業者委託・お渡しは卒園後(5月以降)
	野上 あゆみ	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			翌月20日	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,500円			翌月20日	3～5歳児	
		カラー帽子	頭の保護、日よけ			1,100円程度		翌月20日	2～5歳	
		クレパス	個人用			650円程度		翌月20日	3～5歳	
		自由画帳	個人用				200円程度	翌月20日	3～5歳	
		出席ノート・シール	個人用				650円程度	4月	3～5歳	
		マジック	個人用				750円程度	翌月20日	5歳	
		水泳帽子	個人用			700円程度		7月	3～5歳	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				毎年5月または 入園翌月	0～5歳	
		夏まつりチケット代	保護者が選び注文して購入				50～150円 /枚	翌月20日	0～5歳	希望者のみ
		夜までたのしい保育代	夕食代			1,000円程度		翌月20日	5歳	
		卒園文集	卒園記念として			4,000円程度		5歳児3月	5歳	
	はなみずき・ はなみずき分 園	主食費	米代		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,000円			毎月	3～5歳児	
		保育写真代	行事の写真など(ネット注文)				一枚60円	都度	全員	希望者
		マークシート代	個人マーク				一枚500円	都度	全員	希望者
		DVD代	行事のDVD				一枚100円	都度	全員	希望者
		タオル代	白いタオル				一枚80円	都度	全員	希望者
	宝塚 さくらんぼ	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			月始め	3～5才	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			月始め	3～5才	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				毎年5月または 入園翌月	0～5才	任意
		写真代	行事等の写真料金				1枚63円	年2回	全園児	業者に委託販売
	宝山	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			月初	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			月初	3～5歳児	
		連絡帳	幼児連絡帳				100円	その都度	3～5歳児	
		連絡帳	乳児連絡帳				180円		0歳～2歳	
		連絡帳ケース	乳児連絡帳ケース				210円		1歳～2歳	
		カラー帽子	クラスわけ			880円		入園時	1歳～5歳	
		健康の記録	健康管理			320円			全年齢	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育園での怪我に対する 治療費の補填	210円				年初	任意	
		アイロンシート	個人マーク				500円	その都度	全年齢	
		写真代	行事などの写真					その都度	全年齢	
		ループ付タオル					40円	その都度	全年齢	
	宝塚 じあい	主食費	3～5歳児の主食代金		1,100円			月初め	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,400円			月初め	3～5歳児	
		カラー帽子				990円		購入時	3～5歳児	
		出席ノート				620円		購入時	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				年度初め 入園時	全年齢	
		マークシート	個人のマーク用			500円		希望者	全年齢	

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
私立	宝塚 COCORO	主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			月初め	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			月初め	3～5歳児	
		お知らせケース	個人ごとに使用のため			400円		入園時	0～5歳児	
		カラー帽子	〃			1,140円		〃	〃	
		クレパス	〃			850円		〃	3～5歳児	
		自由画帳	〃			220円		〃	〃	
		歯ブラシ	〃		140円			入園時及び 毎年4月	〃	入園時に当該年度分を徴収、 以後毎年4月に1年分徴収
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				入園時及び 毎年4月	0～5歳児	
	仁川 ウエル	主食費	3～5歳児の主食代金		1,300円			翌月末	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,000円			翌月末	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				5月	全園児	
		着替え用下着(パンツ)	衛生面を考慮し、貸し出しはありません				250円	その都度	全園児	
		遠足代(交通費)					実費	その都度	4～5歳児	
		写真販売用クリア袋				110円			希望者のみ	
		卒園アルバム代					実費	12月	5歳児	
	川面ちどり	主食費	3～5歳児の主食代金		1,500円			毎月10日	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,200円			毎月10日	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	240円				進級時 及び入所時	全員	生活保護世帯は免除
		リネンリース代	保護者の負担軽減のため		1,450円			毎月10日	希望者のみ	
		制服代(ジャケット)					9,200円	入園時	3歳児以上	
		制服代(ズボン)					6,500円	入園時	3歳児以上	男児のみ
		制服代(スカート)					7,000円	入園時	3歳児以上	女児のみ
		制服代(体操服 上)					2,200円	入園時	3歳児以上	140cm以上 2,600円
		制服代(体操服 下)					1,900円	入園時	3歳児以上	140cm以上 2,500円
		制服代(スモック)					4,500円	入園時	3歳児以上	140cm以上 5,500円
		うわぐつ					2,030円	入園時	3歳児以上	自由申込
		長袖ブラウス					3,900円	入園時	3歳児以上	自由申込
		通園カバン					3,500円	入園時	3歳児以上	
		用品代(おしらせばさみ)				660円		入園時	全員	
		用品代(防災ずきん)				2,530円		入園時	全員	
		用品代(カラー帽子)				1,330円		入園時	2歳児以上	
		用品代(通園バッグ)				700円		入園時	2歳児以上	
		用品代(粘土)				400円		入園時	3歳児以上	
		用品代(粘土ケース)				490円		入園時	3歳児以上	
		用品代(粘土板)				700円		入園時	3歳児以上	
		用品代(のり)				240円		入園時	3歳児以上	
		用品代(はさみ)				570円		入園時	3歳児以上	
		用品代(パステル)				590円		入園時	3歳児以上	
		用品代(お道具箱)				1,040円		入園時	3歳児以上	

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
私立	クレア・サン	主食費	3～5歳児の主食代金		1,300円			毎月20日	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,700円			毎月20日	3～5歳児	
		制服(体操服)				7100円			3～5歳児	
		用品代				2230 ～13890円			全園児	
		月間絵本代			460円～				全園児	希望者のみ
		スポーツ振興センター共済掛金		300円					全園児	
		写真代(選択可)	園で撮影した写真の販売			1枚55円 ～110円			全園児	業者または職員によって撮影
	宝塚仏光	定期購読絵本代					440円～	毎月	全園児	希望者のみ
		主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,000円			毎月	3～5歳児	
		アイロンマークシート	個人マーク				180円	必要時	全年齢	
		タオル代	個人で使用する白タオル				40円	必要時	全年齢	口拭き 希望者のみ
		タオル代	個人で使用する白タオル				60円	必要時	全年齢	手・顔拭き 希望者のみ
		タオル代	個人で使用する白タオル				90円	必要時	全年齢	エプロン用 希望者のみ
		ゴム紐	エプロン用ゴム紐				20円	必要時	全年齢	希望者のみ
		ベッドパッド0～1歳用	午睡用				2,970円	必要時	0～1歳児	
		ベッドパッド2～5歳用	午睡用				3,070円	必要時	2～5歳児	
		絵本代	絵本に親しむため		440円			毎月	全年齢	
		英会話代			1,000円			毎月	4・5歳児	
		連絡帳用ビニールケース					10円	必要時	全年齢	2枚目以降
		遠足代(交通費)					実費	その都度	3～5歳児	
		日本スポーツ振興センター共催掛金	保育中のケガの保証	210円				年度初め	全年齢	
	そらとはな	主食費	米代		1,000円			毎月	3～5歳児	
		副食費	3～5歳児の副食代金		5,000円			毎月	3～5歳児	
		保育写真代	行事の写真など(ネット注文)				一枚60円	都度	全員	希望者
		タオル代	白いタオル				一枚80円	都度	全員	希望者
		アルバム代	卒園アルバム作成の為	650円				4月	0.1.2.歳	
		アルバム代	卒園アルバム作成の為			1,300円			年少児	
		アルバム代	卒園アルバム作成の為			5,000円			年中・年長児	年中・年長分で5,000円

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
私立	小規模 保育園 月と星	写真代	保育・行事の写真			1枚60円			全年齢	希望者
		タオル代	園で使用する手拭きタオル			1枚80円		入園時	全年齢	希望者
		エプロン代	園で使用するエプロン			1枚120円		入園時	全年齢	希望者
		マークシート代	各自のマークを衣類・持ち物につけるため			1シート500円		入園時	全年齢	希望者
		アルバム代	卒園アルバム作成のため	650円				4月	全年齢	希望者
	宝山第2 保育園	健康の記録	健康管理			335円		入園時	1～2歳児	
		連絡帳	乳児連絡帳				210円	入園時	1～2歳児	
		連絡帳ケース	乳児連絡帳ケース				350円	入園時	1～2歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育園での怪我に対する 治療費の補填	210円				毎年	1～2歳児	
		カラー帽子	クラスわけ			1040円		入園時	1～2歳児	
		アイロンシート	個人マーク				550円	入園時	1～2歳児	
	宝塚 ちいさな COCORO	お知らせケース	個人ごとに使用のため			400円		入園時	1～2歳児	
		日本スポーツ振興センター 共済掛金	保育中のケガ等の補償	210円				入園時及び 毎年4月	1～2歳児	
		カラー帽子	個人ごとに使用のため			1,140円		入園時	1～2歳児	

設置	施設名	項目	徴収理由	徴収額				徴収時期	対象年齢	備考
				年額(円)	月額(円)	一回限り(円)	その他			
自然幼稚園		入園受入準備金	設置準備を超える職員配置、研修体制の創出による質の高い保育を実施するため			50,000円		入園前	3歳児	
		入園受入準備金	同上			8,000円		入園前	1歳児	
		入園料	設置基準を超える施設の充実により質の高い保育を実施するため			40,000円		入園前	3歳児	
		入園料	同上			7,000円		入園前	1歳児	
		教育準備費	特色のある教育の創出による質の高い保育を実施するため		3,000円			月末	3～5歳児	
		冬制服、用品代				約69,000円		入園前	3歳児	
		夏制服				約16,000円		入園後	3歳児	
		主食費	3～5歳児の主食代金		550円			月末	3～5歳児(1号認定)	
		副食費	3～5歳児の副食代金		2,450円			月末	3～5歳児(1号認定)	
		食育充実費			1,500円			月末	3～5歳児(1号認定)	
		主食費	3～5歳児の主食代金		1,000円			月末	3～5歳児(2号認定)	
		副食費	3～5歳児の副食代金		4,500円			月末	3～5歳児(2号認定)	
		食育充実費			2,750円			月末	3～5歳児(2号認定)	
		スクールバス協力金				20,000円		入園前の1月	利用者のみ	
		スクールバス代			3,700円			月末	利用者のみ	
		日本スポーツ振興センター共済掛金	保育中のケガ等の補償	200円又は300円				4月頃	3,4,5歳児	1,2歳児は300円、3～5歳児は200円
		園外保育					公共交通機関等の金額	行事実施前	3～5歳児	
	私立	入園受入準備金	教員の確保・施設、遊戯の購入・改修等の費用			50,000円		入園決定時	1,2,3,4,5歳児	
		教育充実費	特色のある教育のための質の高い保育を実施するため			30,000円		入園決定時	1,2,3,4,5歳児	
		入園面接費	入園時、面接を行うため			3,000円		入園面接時	1,2,3,4,5歳児	
		給食助成金	給食にかかる費用		6,700円			毎月	3,4,5歳児	1号のみ 園長期休暇分(8月)除く、11か月分を12か月にて支払い
		日本スポーツ振興センター共済掛金	保育中のケガ等の補償	約300円				5月頃	1,2,3,4,5歳児	
		制服代・体操服代(冬・夏)	制服着用の園であるため			約50,000円		2月ごろ	入園時	
		用品代	幼稚園の使用する道具			約20,000円		2月ごろ	3,4,5歳児	
		遠足代	遠足に参加する費用			交通費等実費		4月、3月	1,2,3,4,5歳児	親子1回、子のみ2回 変更あり
		各行事写真代	各行事における委託業者からの写真代				実費徴収	その都度	1,2,3,4,5歳児	実費のみ(希望者)
		宿泊保育・アルバム代	年長のみの体験保育・卒園アルバム代			10,500円		7月、11月	5歳児	実費のみ
		教科指導費並びに指導絵本代(旧:指導絵本代)	絵本指導ならびに指導絵本代		2,000円			毎月	満3,4,5歳児	
		クラブ保育	縦割り保育の活動	500円				10月	3,4,5歳児	
		夏祭りおたのしみ券	夏祭りの夜店参加費用				実費徴収	7月	1,2,3,4,5歳児	
		2号のみ バス代	通常は、直接送迎のため		3,000円			毎月20日頃	3,4,5歳児	
		2号のみ 預かり保育 おやつ代金	預かり保育でのおやつ代				300円/毎回	毎月20日頃	満3歳～5歳児	
		2号の方のみ 主食費	3～5歳児の主食代金		3,000円			毎月	3,4,5歳児	園長期休暇分(8月)除く、11か月分を12か月にて支払い
		2号の方のみ 副食費	3～5歳児の副食代金		3,000円			毎月	3,4,5歳児	園長期休暇分(8月)除く、11か月分を12か月にて支払い
		3号の方のみ 汚物処理費	1～2歳までのオムツ等処理費		500円			毎月	1,2歳児	オムツ等汚物を園で処理するための費用
		3号の方のみ 指定教材費	1,2歳については個人使用の教材がないため、クラス全体で保育時に使用する教材費用		3,000円			毎月	1,2歳児	
	逆瀬川幼稚園	入園受入準備金	教員の確保・施設、遊戯の購入・現存設備の維持			40,000円		願書等提出時	1～5歳児	
		入園料	設置基準を超える施設の充実により、質の高い保育を実施するため				15,000円×年数	入園前年度2月	1～5歳児	
		夏冬制服制帽一式				約25,000円			3～5歳児	
		用品一式				約15,000円			3～5歳児	
		用品一式				約2,000円			3号認定のみ	
		教育充実費	特色ある質の高い教育・保育を実施するため		2,300円			毎月	3～5歳児	学びや指導の充実と教材の充実
		教材費	1,2歳の保育で使う材料費		300円			毎月	3号認定のみ	
		保健衛生費	保健衛生のため		2,000円			毎月	3号認定のみ	
		給食費			6,600円				3～5歳児1号	週4回(園長期休みを除く11か月分を12か月で分割するため)
		給食費			11,400円				3～5歳児2号	週5回おやつ代を含む
		絵本代	絵本に親しむため		約400円		実費	1～5歳児	毎月各自の絵本として持ち帰り	
		写真代	保育・行事の様子を伝えるため				実費	1～5歳児	業者委託・希望購入	
		卒業アルバム代				10,200円			5歳児	令和6年度価格
		園外保育料					実費	随時	3～5歳児	年3回
		お泊り保育料					実費	事前	5歳児	

質問1	問い	保育施設への入所申し込みは、いつからできますか？
	回答	入所希望月の一年前から受付しています。原則、出生届の提出後から受付可能ですが、4月選考のみ出生前でも母子手帳取得後であれば受付可能です。 入所日は年12回、毎月1日で、申し込みの締切は前月の10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）ですが、1月～4月入所のみ11月30日（閉庁日の場合は直前の開庁日）に募集の締切を行います。（4月入所は2次募集があります。）
質問2	問い	申し込みは年度毎に必要ですか？
	回答	一度申し込みされれば、保護者様からの取り下げの申し出がない限り、小学校就学前までの全ての入所選考にお子様が入所できるまで自動的に繰り越して選考され続けますので、再度の申し込みは不要です。 ただし、産前産後要件や特別支援保育の申込者については取り扱いが異なりますので、保育事業課（0797-77-2037）までご連絡ください。
質問3	問い	育児休業中でも保育施設に入所できますか？
	回答	育児休業期間が記載された就労証明書を申し込み時に提出した場合は、入所から2か月以内に育児休業を取得している勤務先に復帰し、実際に勤務する場合は入所できます。 復職できない場合は入所できません。
質問4	問い	育児休業期間の短縮を前提に、復職予定の前月以前に入所を希望することはできますか？
	回答	育児休業からの復職誓約書にて、保育施設に入所した2か月以内に育児休業を取得している勤務先に必ず復帰し、実際に勤務する旨を誓約いただければ可能です。 ただし、入所が内定しても育児休業を取得している勤務先に実際に復職しない場合は、入所できません。
質問5	問い	現在就労活動中でまだ就労していませんが、保育施設の入所申し込みはできますか？
	回答	申し込みは可能です。 ただし、入所後3か月以内に就労し、入所資格を満たすことが必要です。 期間内に就労できない場合は、退所事由に該当しますのでご注意ください。
質問6	問い	祖父母が同居していても、保育施設の入所申し込みはできますか？
	回答	はい、できます。父母の収入により同居祖父母等の市町村民税で保育料を決定する場合があります（※13ページ参照）。
質問7	問い	母親が出産の為産前産後の期間入所しましたが、就職できたので引き続き保育施設に入所したいのですが。
	回答	引き続き入所することはできません。 産前産後については、就労等の理由よりも優先的に入所していただいていることでもあり、出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに必ず退所していただきます。 なお、引き続き入所希望される場合は、改めて入所申請をする必要があります。退所申請書を保育施設へ提出したうえで、改めて申請書類を一式揃え、市役所まで申請手続きをお願いします。改めて入所選考を行い、入所内定した場合のみ、引き続き入所することができます。
質問8	問い	将来宝塚市に転入予定ですが、保育施設の入所申し込みはできますか？
	回答	申し込みできます。但し、通常の申請書類に加えて、世帯員全員が確認できる現在の住民票の提出が必要です。 また入所内定しても、入所月の初日までに保護者の住民票と居住実態が宝塚市にない場合は、入所を取り消します。

質問9	問い	仕事を辞めた場合は、保育施設を退所しなければなりませんか？
	回答	保育施設は再就労の意思がなければ退所していただきます。 ただし、再就労の意思がある場合は、最長3か月間猶予期間があります。また、雇用保険を受給する場合には、雇用保険受給終了日より3か月間の猶予となります。雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。（雇用保険受給延長期間も雇用保険受給期間とみなして考えます。雇用保険受給延長通知書の写しを提出してください。ただし、延長期間については最長3か月までとしています。期間を超えて雇用保険の受給開始を延長する場合は「保育の必要性」が認められませんので、退所していただきます。）。 私立認定こども園は、3号認定の場合は保育所と同じ上記取扱いになります。2号認定の場合は、1号認定に切り替えることで、継続入所が可能です。
質問10	問い	希望保育施設の希望順位の違いは何ですか？ 一旦、第二希望園に入って、第一希望園を待機することはできますか？
	回答	上位希望園と下位希望園の両方の保育施設で内定した場合（第一希望と第二希望等）は、下位希望園はキャンセル扱いとし、上位希望園で入所内定となります。 また第二希望であったとしても一旦入所すると、他の保育施設の入所申し込みをすることはできません。 入所後に転所（保育施設の変更）申請をすることができますが、転所できる可能性は低いことが考えられます。
質問11	問い	入所待機中に転職した場合、転居、離婚、再婚等家庭の状況が変わった場合、どうすればいいですか？
	回答	就労形態や家庭状況が変化した場合、待機点数や待機順位が変わることがありますので、必ず保育事業課に連絡願います。 また、点数の加点は、就労証明書等の確認書類の提出があった時点となります。
質問12	問い	待機順位が問い合わせる都度変わるのはなぜですか？
	回答	待機順位は常に変動する可能性があります。 順位は申し込み順ではなく「保育施設入所順位基礎指数表・保育施設入所順位調整指数表」の合計点数で決まります。 毎日申し込みを受付していますので、後から点数の高い児童の申し込みがある場合や、すでに申し込みされている方が証明書等を提出した場合、家庭状況等の変化等により待機順位が下がることがあります。
質問13	問い	いつから待機になるのですか？
	回答	待機期間は、入所希望月に入所できなかった時点から始まります。 入所希望の一年前に申し込みした場合は、申し込み時点ではなく一年後の入所希望月に入所できなかった時点から待機となります。 入所内定をキャンセルした場合は待機となりません。 入所希望月以前は、入所審査の対象としては取り扱われません。待機とならない期間については入所できない証明を発行することはできませんので、注意してください。
質問14	問い	申し込み時点では空席があるのですが、入所の希望は半年後です。 予約はできないのですか？
	回答	希望月の早い方から入所案内を行いますので、予約はできません。入所希望月になって初めて入所審査の対象となります。 それまでは申し込みの保育施設に空席があってもご案内はいたしません。

質問１５	問い	事前に保育施設を見学することはできますか？
	回答	随時見学できますが、行事等で見学できない場合もあります。 事前に見学を希望する保育施設に、電話等にてお問い合わせください。
質問１６	問い	希望した保育施設が満席の場合、空いている他の保育施設を斡旋してもらえるのですか？
	回答	お申し込みいただいている園（１０か所まで）を希望園として受け付けていますので、それ以外の園の斡旋は行いません。
質問１７	問い	入所審査の結果は全員に通知してもらえるのですか？
	回答	入所審査の結果については、内定者のみにお知らせしています。 ただし、入所希望月（初月のみ）については、入所できなかった方へも通知します。
質問１８	問い	入所の可否は、いつわかるのですか？
	回答	毎月１７日頃から順次、内定および保育施設面接のご案内を行います。 （４月入所は対象者が多いため、１月～３月中旬にかけてご案内を行います。） ただし、この時点では正式な決定ではありません。
質問１９	問い	申請した内容を変更したいのですが。
	回答	保育事業課窓口にお越しいただくか、お電話にてお申し出ください。 ただし、希望保育施設を変更したい場合は電話ではお受けできませんので、「希望園変更届」をご提出ください。（郵送可） 希望月の変更のみであればお電話にて受け付けます。 各月の締切日以降にお申し出いただいた場合、翌月からの変更となります。
質問２０	問い	宝塚市指定保育所に入所しながら希望の認可保育施設を待機することはできますか？
	回答	はい、できます。 指定保育所の入所届出書には、入所の方法を選択する欄があります。 「認可保育施設に入所できるまで一時的に入所する」を選択した場合は、希望の認可保育施設の入所が可能となった時点で、内定の連絡をいたします。 「卒園時まで、この指定保育所での保育を希望する」を選択した場合は、認可保育施設の申請を取り下げるので、内定することはありません。 この選択はいつでも変更が可能ですので、締切日までに保育事業課まで申し出てください（希望園に変更がない場合は電話可）。
質問２１	問い	上の子は幼稚園に入園しているので、下の子だけ保育施設に入れたいのですが。
	回答	上の子が幼稚園に入園していても、保護者の入所資格があれば、下の子だけ保育施設の入所申し込みをすることは可能です。
質問２２	問い	現在、保育施設に入所中ですが新しく子どもを妊娠したので、育児休業を取得予定です。育児休業中でも保育施設の入所を継続することができますか。
	回答	可能です。 ただし、お生まれになるお子様が保育施設に入所した場合は、育児休業を取得している勤務先に入所日から２カ月以内に復職し、実際に勤務する必要があります。

質問23	問い	現在、保育施設に入所中ですが新しく子どもを妊娠したので、仕事をやめる予定です。保育施設の入所を継続することができますか。
	回答	出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日時点で未就労の場合は退所となります。 雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給終了日までは入所継続可能です。雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。雇用保険受給終了日翌日時点で未就労の場合は退所となります。雇用保険受給開始を延長する場合、延長期間も雇用保険受給期間とみなして考えます。雇用保険受給延長通知書の写しを提出してください。なお、延長可能期間は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日から3か月までです。期間を超えて雇用保険の受給開始を延長されると退所となります。 私立認定こども園は、3号認定の場合は保育所と同じ上記取扱いになります。2号認定の場合は、1号認定に切り替えることで、継続入所が可能です。
質問24	問い	現在、入所待機中です。新しく子どもを妊娠した場合、何か手続きは必要ですか。
	回答	当初のお申込み内容とご家庭の状況が大きく変わられると思われます。また、ご家庭の状況によって、手続きも変わってきますので、まずは保育事業課にご連絡ください（連絡先 0797-77-2037）。ご家庭の状況を伺い、手続きについてご説明します。
質問25	問い	現在、保育施設に入所中です。様々な理由で保育施設を欠席する場合がありますが、欠席できる期間に制限はありますか。
	回答	保育施設は、「保育が必要な」児童が入所する施設です。したがって、長期間にわたり保育施設を休まれている児童は「保育が必要な」状態とはいえないため、どんな理由であっても長期間の休みは認められません。 具体的に、以下のような場合には保育施設を退所してもらうことになります。 「里帰り出産」に伴う欠席の場合 ➡ 4か月以上（多胎児妊娠の場合6か月以上）連続して欠席したとき。 「里帰り出産」以外の理由での欠席の場合 ➡ 2か月以上連続して欠席したとき。 ※「里帰り出産」に伴う欠席とは、新たに妊娠し、出産のために保育施設入所中の児童も一緒に帰省される場合のことをいいます。 また、児童の負傷や疾病が理由の長期欠席以外の場合は、保育料が発生します。
質問26	問い	離婚する予定ですが、保育料はどうなりますか？
	回答	協議離婚の場合は、戸籍上離婚が成立するまでは、両親の税額を合算して算定します。 裁判所での調停が始まっている場合は、調停申請の受理または開始が確認できる裁判所発行の証明書類の写しを提出いただければ、一方の保護者のみの税額で算定します。（調停成立後に、離婚または調停の成立を確認できる書類の写しを提出してください。） なお、保育料の見直しは、協議離婚、調停の場合とも保育事業課への届出書提出の翌月からとなります。 また、祖父母と同居している方で親の所得が48万円以下の場合には、祖父母の市民税額により保育料を決定します。



保育施設一覧

○保育所／保育園

No.	保育所名	設置	定員	所在地	電話番号 FAX	設置 年月日	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	注4	特別保育事業等		連携施設	
									駐車場の台数	特別支 援保育	一時保育		
1	まいにち 米谷 保育所	公立	170	今里町1番1号	0797-84-5461 81-2717	S30.10.1	57日目～ 就学まで	7時～19時	近隣施設の 駐車場あり	○			
2	かわも 川面 保育所		90	川面5丁目19-1	0797-87-3240 81-6488	S44.5.1			なし	○			
3	わかくさ 保育所		180	高司1丁目4-32	0797-71-7130 77-3096	S45.4.1			5	○	○ 0歳児 不可		
4	さかせがわ 逆瀬川 保育所		70	逆瀬川1丁目7-11	0797-71-8357 71-6640	S46.4.1	6ヶ月～ 就学まで		なし	○			
5	めふ 保育所		120	売布1丁目7-1	0797-84-6434 81-2718	S51.10.1	57日目～ 就学まで		緊急車両用 のみ	○			
6	ひらい 平井 保育所		60	平井6丁目3-35	0797-89-4141 82-2122	S54.4.1	6ヶ月～ 就学まで		近隣施設の 駐車場あり	○			
7	あいらなか 安倉中 保育所		60	安倉中3丁目2-1	0797-84-2313 84-2382	H1.4.1			なし	○			
8	パラホーム 保育所	私立	120	小林2丁目12-34	0797-72-2109 72-2244	S28.1.5	57日目～ 就学まで	7時～19時	5	○			
9	いそし 伊子志 保育園		120	伊子志2丁目15-31	0797-71-1591 76-3316	S57.4.1			6	○			
10	まるはし 丸橋 保育園		90	山本丸橋4丁目22-2	0797-88-5307 62-9000	S56.4.1			6	○			
11	あひる 保育園		90	安倉西3丁目1-7	0797-86-3309 86-3310	S59.4.1			4～5	○			
12	たからづか 宝塚さくら 保育園		180	高松町13番2号	0797-77-2277 77-2277	H5.4.1			7	○	○		
13	やまぼうし 保育園		180	中筋7丁目73-3	0797-82-2271 82-2272	H11.9.1			16	○	○		
14	なかよし 保育園		120	中筋2丁目10-18	0797-80-4152 80-4113	H12.10.1	7時～20時	7	○	○			
15	わかばのもり 保育園		120	山本西1丁目4-1	0797-82-1280 88-6700	H12.12.1		13	○	○			
16	さかせがわ 逆瀬川あゆみ 保育園 注1		45	逆瀬川2丁目2-8	0797-77-0415 77-1145	H14.4.1	57日目～ 3歳児まで	4	○	○	野上あゆみ 保育園		
17	まるはし 丸橋保育園 分園 注2		30	山本野里2丁目9-11	0797-89-2975 89-2975	H14.9.1	57日目～ 2歳児まで	3			丸橋保育園		
18	だいに 第二あひる 保育園		30	安倉中6丁目6-19	0797-85-4416 85-4417	H14.9.1	57日目～ 就学まで	7時～19時	2				
19	ごてんやま 御殿山あゆみ 保育園		120	御殿山2丁目1-70	0797-85-4854 85-1400	H15.4.1			9	○	○		
20	たからづか 宝塚ひよこ 保育園		60	美座2丁目5-7	0797-86-2757 86-2758	H19.4.1			5	○	○		
21	やまもとみなみ 山本南 保育園		90	山本南1丁目33-5	0797-88-3111 82-2123	H20.4.1			5	○	○		
22	のがみ 野上あゆみ 保育園		90	野上2丁目3-38	0797-76-4500 76-4441	H20.11.1			8	○	○		
23	はなみずき 保育園		110	川面3丁目10-18	0797-78-8882 78-8883	H23.4.1			13	○	○		
24	たからづか 宝塚さくらんぼ 保育園 注3		120	小林5丁目3-39	0797-80-7200 77-0180	H24.4.1	57日目～ 3歳まで	7時～20時	なし	○	○	宝塚さくらんぼ 保育園分園	
25	とみやま 宝山 保育園		150	山本東3丁目7-19	0797-89-7088 89-7077	H25.4.1	13		○	○(一時 休止中)			
26	たからづか 宝塚じあい 保育園		120	売布1丁目17-7	0797-26-8881 26-8882	H26.4.1	14		○	○			
27	にがわ 仁川ウエル 保育園		120	仁川団地4番15号	0798-51-3133 57-2356	H27.4.1	23		○	○			
28	たからづか こころ 宝塚COCORO 保育園		140	中筋4丁目11-19	0797-89-5517 89-5622	H27.4.1	5		○	○			
29	かわも 川面ちどり 保育園		120	川面3丁目24-13	0797-26-8156 26-8157	H27.4.1	57日目～ 就学まで		3 利用制限あり	○	○(一時 休止中)		
30	はなみずき保育園 分園		90	南口1丁目7-21	0797-80-7660 73-6601	H28.11.1	9		○				
31	やまぼうし保育園 分園		90	長尾町2-14	0797-80-7000 80-0002	H31.1.1	57日目～ 就学まで		7時～19時	7	○		
32	クレア・サン 保育園		120	山本丸橋2丁目117	0797-88-6224 88-6234	R2.2.1				5	○	○	
33	たからづかぶどう 宝塚仏光 保育園		120	山本東2丁目6-21	0797-26-7166 26-7177	R2.4.1		3		○	○		
34	たからづか 宝塚さくらんぼ保育園 分園 注3		90	小林5丁目2-31	0797-26-7744 26-7840	R4.4.1	4歳～ 就学まで	7時～20時	なし	○			
35	そらとはな 保育園		60	梅野町1丁目1-2	0797-84-8788 84-8750	R7.4.1	57日目～ 就学まで		なし	○	○		

保育施設一覧

○私立認定こども園

※ 認定こども園の定員は2号・3号認定の利用定員であり、施設全体の定員ではありません。また、定員は変更する可能性もあります。

No.	施設名	設置	定員	所在地	電話番号 FAX	設置 年月日	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	注4	特別保育事業等	
									駐車場の台数	特別支 援保育	一時保育
1	しぜん 自然幼稚園	私立	78	川面5丁目15-9	0797-86-2281 86-6956		1歳児～ 就学まで	7時～19時	11		
2	めぐみ学園幼稚園		45	小林3丁目7-45	0797-72-6151 72-9870				8		
3	さかせがわ 逆瀬川幼稚園		25	伊子志1丁目4-50	0797-77-0693 77-0697				5		

○小規模保育 注5

No.	施設名	設置	定員	所在地	電話番号 FAX	設置 年月日	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	注4	特別保育事業等		連携施設
									駐車場の台数	特別支 援保育	一時保育	
1	しょうきぼほいくえんつきとほし 小規模保育園月と星	私立	19	中筋6丁目13番34号	0797-82-1677 82-1670	H29.4.1	1歳児～ 2歳児まで	7時～19時	4			やまぼうし保育園
2	とみやまのたにほいくえん 宝山第2保育園		19	山本中2丁目13番50号	0797-88-4152 88-4162	H29.4.1			4			宝山保育園
3	たからづからいさなこころ 宝塚ちいさなCOCORO		19	中筋8丁目12-40	0797-89-6000 89-6003	H29.4.1			4			宝塚COCORO保育園

注1 逆瀬川あゆみ保育園については、4歳クラス以降も保育の継続を希望される場合は、4歳クラスより野上あゆみ保育園にて受入れます。

注2 丸橋保育園分園については、3歳クラス以降も保育の継続を希望される場合は、3歳クラスより丸橋保育園にて受入れます。

注3 宝塚さくらんぼ保育園については、4歳クラス以降も保育の継続を希望される場合は、4歳クラスより宝塚さくらんぼ保育園分園にて受入れます。

注4 各保育施設の駐車場の詳細(利用方法、利用時間帯、場所等)については、空欄の施設も含めて直接各保育施設にお問い合わせください。

注5 小規模保育については、3歳児クラス以降も保育の継続を希望される場合は、3歳児クラスよりそれぞれの連携施設にて受入れます。